

第 56 回 CSW 記録

房野 桂 作成

2012 年 2 月 27 日(月)午前 第 2 回会議

議事項目 1: 役員選出

議事項目 2: 議事及びその他の組織上の問題の採択

議事項目 3: 第 4 回世界書生会議及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ

開会ステートメント

1. 委員会議長 H.E. Ms. Marjon V. Kamara(リベリア): この機関の年次セッションは、世界のジェンダー平等社会にとって「どうしても出席しなければならない」行事であることには立派な理由がある。委員会がその優先テーマに対処する時、農山漁村女性の経済とその地域社会への多くの貢献及び彼女たちが直面している課題を調べることになる。結果は、人間の努力のあらゆる領域において、女性と女兒の権利を推進するという国際公約を果たすために、国連持続可能な開発会議(リオ+20)のようなその他の政府間プロセスに伝えられるべきである。

いくつかの重要な前提が委員会の作業を導かなければならず、その一つがジェンダー平等の規範的作業なのだが、状況が変化し、新たな対応が必要とされ、新たな課題が現れ、進歩のための機会を生み出すので、まだ完了していない。第二の重要な前提は、世界レベルでなされた公約と国内レベルでの実施の促進との間のギャップを埋めることに委員会が重点を置くことである。最後に、ジェンダー平等の努力は、女性又は関係者の特定のグループの責任ではなくて、各国政府、市民社会、草の根の団体、民間セクター並びにいたるところの男性と女性、女兒と男児の責任であるという前提に基づいて、委員会は事業活動を行わなければならない。

2. Milos Koterec(スロヴァキア)経済社会理事会議長: 地球規模の社会経済開発問題を討議し、この領域での国際政策枠組みを形成するための重要な国連の場として、理事会は、そのすべての機能委員会の貢献から大いに利益を得ている。婦人の地位委員会には、北京行動綱領の実施を監視し、各国政府及びその他の関係者が取る新たな措置とさらなる行動に関してコンセンサスを築き、合意に達するための場として、果たすべき重要な役割がある。婦人の地位委員会は、経済社会理事会を

め、国連とその政府間プロセスの作業にジェンダーの視点を主流化するための触媒としても作用する。

2007 年以来、ミレニアム開発目標並びにその他の国際公約に向けた進歩を評価するために、年次閣僚見直しを開催してきた。2010 年の見直しは、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国際的に合意された目標の実施に重点を置き、その結果としての理事会の閣僚宣言は、特に、ジェンダー目標達成におけるギャップの根強さを認めている。そのようなわけで、理事会は、あらゆる領域に亘る実施のギャップを埋める手助けをする一連の戦略で合意したが、今年は、委員会の作業と理事会の作業との間の強力な相乗作用を示すさらなる機会があるだろう。

委員会の農山漁村女性のエンパワーメント及び貧困と飢餓の根絶、開発、現在の課題におけるその役割への重点は、2012 年の理事会の閣僚見直しの「ミレニアム開発目標達成のためのあらゆるレベルでの包摂的で、持続可能で、公正な経済成長の状況での貧困根絶のための生産能力、雇用、ディーセント・ワークの推進」への重点と非常に関連性のあるものである。多くの点で、農山漁村女性は、自分と家庭が貧困を脱して、持続可能で公正な国内経済成長に貢献できるようにする生産的で、ディーセントな職を見つけ、就職するとなると、大変な課題に直面する。農山漁村女性は、世界人口の 4 分の 1 を占めており、彼女たちは、農業者であり、貿易者であり、起業家であり、建設労働者や保健医療の提供者でもある。そういった役割はすべて、その無償の家事労働やケア関連の労働と同様に、彼女たちが暮らす社会の経済組織にとって不可欠である。

農山漁村女性の可能性を開放すれば、貧困と飢餓をなくし、持続可能な開発を達成することに大きく貢献するであろう。政府のあらゆるレベル及び農山漁村市民社会団体内の意思決定で、その貢献が認められ、その意見を聞いてもらえることが極めて重要であることを強調する。参加型の取組、関係者の相談、農山漁村団体・女性団体への支援が、農山漁村女性の優先事項がマクロ経済政策と農山漁村開発と農業プログラムに反映されることを保障する手助けとなる。農山漁村女性のエンパワーメントには、彼女たちが直面している多くの障害に対処する包括的戦略が必要であることを強調する。従って、政策策定者たちは、農山漁村女性のエンパワーメントに対して組織的取組を採用し、より幅広い政策環境が、農山漁村女性と女兒の権利とニーズに対応するものであることを保障しなければならない。

3. Asha-Rose Migiro 国連副事務総長: 事務総長が

その在任期間を通してジェンダー平等を強調していたことを想起する。今年の委員会のテーマほど適切なものはない。農山漁村女性と女兒は、人口の4分の1を占めているが、その貢献と優先事項は大部分見逃されてきた。農山漁村女性は、経済・金融危機、不安定な食糧価格、気候変動のインパクトに打撃を受けてきた。従って、彼女たちの保護とエンパワーメントにさらなる注意を向けることが必要である。彼女たちの可能性を開放すれば、貧困と飢餓をなくし、持続可能な開発を達成することに大きく貢献するであろう。

その可能性を実現する4つの重要な方法を詳述すると、クォータ制や基準のような一時的措置のみならず、参加型の取組、関係者の相談、農山漁村団体と女性団体への支援を通して、国際社会が先ず農山漁村女性を変革の重要な担い手として認めなければならない。第二に、その経済的エンパワーメントが促進されなければならない。もし農山漁村女性に生産資源への平等なアクセスがあれば、農業生産高は上がり、飢餓は減少するであろう。しかし、女性は、土地・金融・技術・その他の資源へのアクセスが制限されている。

第三に、国際社会は、女性と女兒を優先することを保障するために、気候変動の緩和と適合のみならず、農村漁村開発と農業のための資金調達を再調査しなくてはならない。2008年と2009年には、農業部門に指定されたODAの僅か3%しか、ジェンダー平等が主要な目標であるプログラムに回されなかった。私たちはもう少しましなことをしなければならない。第四に、特別介入が不十分であり、より幅広い政策環境が、間欠的で制限されたものではなくて、農山漁村女性と女兒の権利とニーズに対応したものでなければならないことを関係者は認めるべきである。

役員選出

委員会は、Ms. Ana Marie Hernando(フィリピン)と Mr. Filippo Cinti(イタリア)を反対なしで委員会副議長に選出した。委員会は、Mr. Pilippo Cinti(イタリア)を副議長兼報告者に任命することで合意した。

通報作業部会には、Ms. Li Xiaomei(中国)がアジア太平洋地域から、Ms. Noa Furman(イスラエル)が西欧及びその他の諸国から選ばれていたが、Ms. Fatima Alfeine(コモロ)をアフリカ諸国より、Mr. Griory Lukyantsev(ロシア連邦)を東欧諸国より、Mr. Ruben rmando Escalante Hasbun(エルサルヴァドル)をラテンアメリカ・カリブ海諸国より、2年の任期で通報作業部会の委員に任命した。

議事及びその他の組織上の問題の採択

委員会は文書 E/CN.6/2012/1 に含まれている暫定議事を採択し、必要ならばセッション中にさらに調整を行うこともありうるとの理解の下で、文書 E/CN.6/2012/1/Add.1 に含まれている作業組織を承認した。

委員会は、優先テーマに関する合意結論の折衝のファシリテーターとして H.E. Mr. Carlos Enrique Garcia Gonzalez (エルサルヴァドル)を任命した。

議題紹介ステートメント

1. Michelle Bachelet 事務次長・UN-Women 事務局長: 会期中に検討しなければならないいくつかのテーマを紹介するが、農山漁村女性の状況は、万人のための人権と平等と正義の問題である。農山漁村女性の言うことに耳を傾け、これを支援することが、貧困と飢餓をなくし、持続可能な平和と安全保障を確立する基本である。女性をエンパワーすることは、女性だけでなく私たち全員のためになることである。

「アラブの春」の蜂起及びその他の最近の動きは、一律に不平等を減らす必要性を説明している。人間は誰でも自分の未来を形作ることができなければならない。その目標を実現するには、地球規模で女性の可能性を解放することが必要である。実際、私たちの誰も農山漁村女性を意思決定から締め出しておく余裕などない。支援措置も十分とはいえない。女性の参画を高めるには、貿易・経済政策を含め、法律の制定と施行が必要である。そのような改革が進んでいる国々もあるが、進歩は依然として遅く、不均衡である。女性が公的生活に完全に参画することを妨げる構造的・文化的・社会的障害を除去しなければならないことを強調する。農業及びその他のプログラムへの資金調達は、優先事項として、女性の平等という目標を反映していなければならない。

本年、UN-Women は、世界中の農山漁村女性のエンパワーメントに向けて女性と仕事のための機会を拡大するために、地球規模の声を利用するつもりである。農山漁村女性は、村議会から国会に至るまであらゆるレベルの公的生活に参画するべきである。女性たちが新しい権利を得て、自分たちのニーズが満たされるようロビー活動を行っているインドからコスタリカ、ルワンダに至る世界中での例を指摘するが、国連は、実例を示すことによって指導しなければならない。国連のあらゆるレベルでジェンダー同数を要請する。資源、技術、輸送、保健医療、その他のサービスへのアクセスを高めるのみならず、女性のための土地所有権を増やすことも要請する。無償労働に関連

して、農山漁村女性の重荷を軽減することも極めて重要であり、女性をエンパワーし、経済成長を推進する際に、社会保護と社会サービスが双方とも重要である。

女子差別撤廃条約、国際労働機関(ILO)条約、国連先住民族権利宣言、北京行動綱領のような既存の条約や協定を完全に活用しなければならない。女性と女兒に対する暴力と差別をなくすことに向けてさらなる進歩も遂げなければならない。6月のリオ+20首脳会合前夜に、UN-Womenとブラジル政府は、持続可能な開発における女性の役割に関する高官会合を共同開催することを宣言する。新しいよりよい未来の達成には時間がかかることを警告するが、これはすべての関係者の集団的努力を通して達成できる。この夢は叶えることができることを決して忘れないようにしよう。

2. Sylvia Pimentel 女子差別撤廃委員会議長: 女子差別撤廃条約の実施の監視に関するジュネーブを拠点とする機関の年次報告書を紹介する。第49回・50回委員会中の主な活動を強調しているが、委員会が1982年に第1回委員会を開催し、第52回委員会でその30周年をニューヨークで祝うことになることを想起する。

委員会の作業は、締約国との対話を通して、女性の人権の実現に向けた進歩を遂げてきた。同時に、まだしなければならない作業が多く残っている。法と慣行における女性の完全な平等は、まだ世界中で達成されておらず、女性は継続して深刻で広がった人権侵害に苦しんでいる。さらに、最近の発展で、数年に亘って達成されたことが今脅かされているという懸念が持ち上がっているところもある。

北アフリカの移行にあって、委員会は、エジプト政府とチュニジア政府に書簡を送った。意思決定のあらゆるレベルの民主化プロセスに女性の参画の重要性を強調して、リビア政府にも書簡を準備しているところである。女性のエンパワーメントの基本であるのみならず、社会全体の進歩のためでもある。この機会を利用して、シリアにおける女性の権利を含めた人権状況についての委員会の継続する懸念を表明する。

基調講演

1. Ann Tutwiler 食糧農業機関(FAO)副事務局長: 世界食糧計画(WFP)と国際農業開発基金(IFAD)をも代表して話させていただく。ローマに拠点を置く3つの国連機関は、最も直接的に飢餓のない世界を達成することに対して責任を有する。2011年の食糧・農業の状態報告書は、もし女性に生産的な農業資源---土地インプット、訓練、貸付---へのアクセスが与えられるなら、その農場の生産性は

20%から30%増加し、総国内農業生産は2.5%から4%増加し、おなかをすかした女性が1億人から1億500万人少なくなることを示した。

農山漁村女性の経済的可能性が浪費されているために、基本的に、1億人から1億5,000万人の人々が未だに飢餓状態にあり、農業生産のかなりの割合が行方知れずになっている。ローマに拠点を置く機関は、農山漁村女性の経済的可能性を実現するために協力することによって、国際社会は、飢餓と貧困を根絶することによりかなりの貢献ができるものと信じている。何をすべきかは分かっている。それをする時でもある。皆さんに私たちに加わってくださるようお願いする。しかし、2050年には90億人に達する世界人口に食糧を与えることは、食糧を増産することだけでは十分ではないことを認めることを意味する。実際FAOのデータは、たとえ世界が60%食糧を増産しても、貧しい人々が、料金が手ごろな基本的必需品と物品を入手する手段を持たない限り、2050年までにまだ3億2,000万人の慢性的な栄養不良の人々に直面することになることを示している。

世界の貧困者のほとんどが農山漁村地域で暮らし、世界の貧困者のほとんどが小規模農業者であることは誰でも知っている。世界の飢餓の92%が緊急事態によるのではなく、貧困によるものであることも知られている。開発途上国の農業部門の成長が工業部門の成長の6倍貧困を削減する可能性があるため、貧困と飢餓問題の解決は、農業部門---特に小規模農場と中小農業企業---が食糧を増産するだけでなく雇用も生みださなければならないことを意味する。

これら目標のどれも女性なくしては達成できない。女性は食糧生産においても中小事業においても重要な役割を果たしていることを強調する。開発途上国では、女性は農業労働力の46%を占めており、農業ヴァリュー・チェーンのすべてで重要な意思決定者であり、管理者でもある。もし女性が農業経済に平等に参画できれば、女性は、飢餓の根絶と開発において大きな前進を遂げることのできる積極的な経済の担い手である。しかし、資産、インプット、サービスにおけるジェンダー・ギャップが、女性のみならず、彼女たちが暮らし、働いている農業部門や社会のより広い経済にコストをかけている。

農業生産と生産性におけるギャップは、農山漁村女性が農作業の能力がないからではなく、彼女たちに課されている社会的制約のために存在する。実際、女性農業者が男性農業者よりも生産量が少ないのは、種苗や貸付へのアクセスを欠いているためである。非正規雇用からの稼ぎが男性より少ないことに加えて、女性は無償労働を行うこ

とで驚くほどの時間を費やす。例えばアフリカの女性は、水汲みに年間約 400 億時間を費やす。このような傾向は、女性のみならず彼女たちが暮らしている地域社会にも悪影響を及ぼすのみならず、栄養不良の教育を受けないことになる子どもたちを生む可能性も 2 倍になる。

そのような背景に対して、ローマに拠点を置く機関は、農山漁村地域社会に関するその作業のかなりの部分に重点を置き、様々な角度から飢餓をめぐる課題に取り組んでいる。例えば、FAO は、知識の創出と政策を推進し、IFAD は農山漁村投資プログラムを推進し、WFP は食糧と栄養支援、緊急事態対応、セーフティ・ネットを提供している。3 機関は共に農山漁村女性が飢餓との闘いにおける中心的担い手であることを保障するために活動している。3 機関は、様々な政策調査分析に伴う事業支援と能力開発も提供している。

男性と女性の間の広がった根深い格差にはより正確なデータを伴ったうまく立案された政策とプログラムの推進を通じた様々な活動領域での努力が必要である。この格差は、女性が土地を買ったり所有したり売ったり相続したり、銀行口座を開き、金銭を借り入れ、契約に署名し、事業を立ち上げ、製品を売る完全な経済的権利を持つことを保障することによっても対処できよう。女性と女兒には、男性と同じ訓練、教育、情報及び改良普及サービスへのアクセスがなければならない。特に農山漁村女性は、その時間を自由にし、生産性を高めるために、基本的な公共サービス、インフラ、改善された技術へのアクセスを必要としている。

給水ポンプへの簡単な投資が、年間何十億時間も女性の時間を節約し、時間をさらに利用できるようになると、女性はよりよい有償労働又はもっとやりがいのある活動に従事できる。農山漁村女性は、その個々の及び集団的生活と家庭に影響を及ぼす意思決定プロセスにさらに積極的に参画する能力を開発することも必要である。私たちは、最も脆弱な女性と女兒のために、保健医療、教育、学校給食を推進するうまく対象を絞ったセーフティ・ネットに投資する必要がある。女性と女兒の栄養への投資の規模拡大は、栄養不良の世代間サイクルを断ち切ることになり、その経済的エンパワーメントにとって極めて重要である。農山漁村女性の能力を解放することは、農業の生産性を高め、国の生産を増やし、農山漁村・農業の地域社会を支えることになる。

2. Elisabeth Atangana 汎アフリカ農業者団体会長: このネットワークは、ジェンダー平等、持続可能性、食糧の安全保障、その他の目標を追求する際に重要な役割を果たしているほとんどが農山

漁村女性の団体より成っている。女性は、農山漁村経済にとって極めて重要であるので、その団体は、ますます女性のエンパワーメントとその意思決定へのかかわりの提唱にかかわるようになっていく。とりわけ、その目標は、女性の生産能力を高め、自分の成果を市場に出す手助けをし、パートナーシップを交渉することができる協同組合及び集団的団体に女性をまとめることによって成し遂げることができよう。エンパワーされれば、女性は自分の地域社会の小額貸付事業に投資するために、その貯蓄を利用することができ、深い、永続的インパクトを与え、より多くの所得があるならば、地域社会のプロジェクトや意思決定にもっと関わることもできるであろう。

汎アフリカ農業者団体は、国内・地域・国際レベルでの意思決定への女性の参画を推進しようとしている。この団体は、女性のエンパワーメントを推進するために、資金を動員する戦略を求めている。さらに、農山漁村女性自身が資金調達へのよりよいアクセスを求めているが、未だに様々なレベルで差別を受けている。彼女たちは、起業家としてのその社会的・経済的地位を高めることもできないでいる。彼女たちは、市場やインプットへのさらなるアクセスのみならず、中期的な貸付へのアクセスも必要としている。しかし、このどれも地方の女性グループ独自には達成できない。従って制度的パートナーシップからの支援を要請する。2003 年のマプトでなされた公約による 10% の投資というターゲットを持って、農業にさらなる投資もなされるべきである。農山漁村女性は、技術、職業開発、その他の型の訓練へのさらなるアクセスも必要としている。これは、農山漁村女性の仕事を実際に考慮に入れられ、評価されることを保障する方法でもある。私たちは、女性として、共に行動しなければならない。

一般討論

アルジェリア(G77/中国を代表)、チュニジア(アフリカ・グループを代表)、デンマーク(EUを代表)、チリ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国を代表)、アルゼンチン(南部協同市場(MERCOSUR)を代表)、サモア(太平洋島嶼国フォーラムを代表)、アンゴラ(南部アフリカ開発共同体を代表)、ガンビア、スワジランド、フランス

2月27日(月)午後第3回会議

議事項目 3(a): 継続

高官ラウンド・テーブル ラウンド・テーブル A

議長: Ms. Kamara 委員会議長

意見交換対話参加高官: ブラジル, ノルウェー, ルクセンブルグ, モンゴル, カナダ, デンマーク, ドイツ, ポルトガル, メキシコ, 世界食糧計画(WFP), エジプト, 南アフリカ, キューバ, 中国, モザンビーク, カメルーン, ナイジェリア, スーダン, アンゴラ, ジンバブエ, ガーナ, コンゴ, ウクライナ, グルジア, スイス, ザンビア, インド, アゼルバイジャン, ベラルーシ, イラン・イスラム共和国, 米国, ドミニカ共和国, 欧州連合

ラウンド・テーブル B

議長: H.E. Mr. Carlos Enrique Garcia Gonzalez 委員会副議長

意見交換対話参加高官: テュニジア, バングラデシュ, フィリピン, 韓国, コーティヴォワール, フランス, ニカラグア, フィンランド, スワジランド, ケニア, イタリア, パキスタン, ニジェール, タンザニア連合共和国, グアテマラ, スーダン, ウガンダ, ブルキナファソ, スロヴェニア, スペイン, タイ, 日本, オーストラリア, トルコ, マレーシア, ニュージーランド, コロンビア, ウルグアイ, エルサルヴァドル, UN Women

議長概要

1. 2012年2月27日に、婦人の地位委員会は、農山漁村女性のエンパワーメント及び貧困と飢餓の根絶、開発及び現在の課題におけるその役割に関する高官ラウンド・テーブルを開催した。意見交換高官ラウンド・テーブルは、国内の経験、学んだ教訓、好事例の分かち合いに重点を置いた。討議ガイドが意見交換対話のための枠組みを提供した。

2. 高官ラウンド・テーブルは、多数の参加者の間で意見交換ができるように、2つの並行セッションで開催された。セッションは、委員会議長である Marjon V. Kamara と、副議長である Carlos Garcia Gonzalez が議長を務めた。会議は、農山漁村女性に関する短いビデオの上映で始まった。国連システムからの招待された代表、世界食糧計画(WFP)の Sheila Sisulu とジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)の Lakshmi Puri が、意見交換対話に答え、女性とジェンダー平等に関する機関間ネットワークを構成している国連機関によって準備された共通のメッセージを発表した。総計 61 か国の政府代表が、高官ラウンド・テーブルで発言した。高官

ラウンド・テーブルは、Michelle Bachelet UN-Women 事務局長、食糧農業機関(FAO)、国際農業開発基金、WFP を代表する Ann Tutwiler FAO 副事務局長及び Elizabeth Atangana 汎アフリカ農業者団体会長によって委員会開会でなされたプレゼンテーションからも利益を受けた。

3. 参加者たちは、委員会の優先テーマの検討を歓迎した。農山漁村女性と女兒は、世界人口のかなりの割合を占めており、地方・国内レベルで経済的・社会的開発のための重要な行為者である。農山漁村女性は、世界のあらゆる部分で農業において重要な役割を果たしており、子どもや高齢者の世話のような家事に加えて広範囲な農業及び非農業労働を行っている。彼女たちは、世界のあらゆる部分で、食糧の安全保障と栄養を確保し、推進する際に、きわめて重要な役割を果たしている。ミレニアム開発目標を含めた国際的に合意された開発目標の達成にとっての農山漁村女性の中心性がますます認められるようになっている。

4. しかし、農山漁村女性と女兒は、農山漁村男性・男児及び都会の女性・女兒に比して、多くの地域で依然として不利な立場に置かれている。貧困は、女性と女兒に重荷を負わせて、圧倒的に農山漁村の現象であり続けている。世界金融・経済危機を含め、世界危機のインパクト、不安定な食糧とエネルギーの価格及び食糧の不安定も、農山漁村女性に不相应な悪影響を与えている。

5. 土地及びその他の生産財の欠如と限られたアクセスが、依然として農山漁村女性が貧困と飢餓を克服する大きな障害である。土地保有権及び夫婦の共同の土地への権利の規定を含め、土地への女性のアクセスを改善する法的規定及び憲法上の規定を採用している国々もある。しかし、より幅広いジェンダーに配慮した土地改革が、女性の平等な土地へのアクセス及び所有権を確保するために必要であろう。

6. 土地所有の欠如は、女性の借金の能力を制限する。多くの国々は、特に小額貸付プログラムを通して、農山漁村地域の貧しい女性のために、しばしば金融識字、起業、管理及び関連した型の訓練と結びついた金融へのアクセスを推進している。担保なしのローンへのアクセス、助成金つき無利子のローン、女性のための特別な率の銀行貸付は資金調達を拡大する効果的措置でもある。しかし、農山漁村女性とその事業を維持し、拡大し、農業の生産性を高めるためには、主流の「マクロ」金融サービスへのアクセスが必要である。女性の

協働組合は、女性に金融サービスへの集団的アクセスを提供する際に役立っている。

7. 女性は食糧生産で重要な役割を果たしているが、彼女たちは市場への限られたアクセスに直面し続けている。国々の中には、政府機関を通して、学校、病院、その他の公的機関のために家庭農園から地方の農産物を購入するプログラムを開発しているところもある。女性農業者が特に対象とされ、その産物により価格を支払ってもらっている。携帯電話を含めた情報コミュニケーション技術への女性のアクセスの強化も、女性農業者の市場情報へのアクセスを促進し、新しい市場を切り開くことができる。

8. 農山漁村女性は、食糧・栄養の安全保障を高めるために、肥料・種苗・器具のような生産財への平等なアクセスも必要としている。主として女性農業者によって生産される黍、カサヴァ、モロコシのような地方で消費される作物の栽培が、農業政策とプログラムを通して特に推進される時、経験は有望な結果を示している。

9. 農山漁村・遠隔地域は、道路と公共インフラ、水と衛生施設、近代的なエネルギー源、情報コミュニケーション技術資源を含めた公共インフラの欠如を特徴とする。この公共インフラの欠如が、農山漁村女性の労働の重荷と関連する時間不足を一層ひどいものにしていく。インフラへの投資の増額が、農場、非農業所得創出活動及び家庭での女性の大きな---そしてしばしば無償の---労働の重荷を軽減することができる。水汲みポンプの備え付け、食糧加工器具及びエネルギー源のようなイニシアティブは、女性の労働の重荷を軽減する手助けとなり、このようにして教育、技術訓練、有償活動の時間を生み出す。

10. 農山漁村地域のさらなる雇用機会の必要性を認識して、国々の中には農山漁村の雇用創出を高め、雇用保証プログラムを設置する法律を制定したところもある。多くの努力が、様々なセクターで零細・小規模事業機会を利用できるように農山漁村女性のための起業訓練にも重点を置いている。自動車機械工や電気工のような非伝統的職、又は農山漁村インフラ、アグロツーリズム、エコツーリズムのような新しい市場やセクターのための職業訓練を農山漁村女性に提供することにより、ジェンダーに基づく労働市場の分離を矯正する手段もとられている。そのようなイニシアティブは、農山漁村地域で女性の経済的機会を増やし、このようにして農山漁村女性の都会地域への移動を遅

らせる際に重要な役割を果たしている。しかし、都市への移動は、多くの農山漁村女性の現実であり、訓練プログラムが、雇用機会を含め、彼女たちが新しい環境で直面するかも知れない脆弱性を減らすスキルを伝える必要がある。

11. 農山漁村雇用と多くの非正規の性質、脆弱な又は存在しない労働基準と権利、国内法や規則実施の乏しさが、貧困と飢餓への農山漁村女性の脆弱さを大いに助長している。そのような危険を矯正するために、社会保護制度が、基本サービスと所得保障への最低限のアクセスを保障することに貢献している国々もある。各国政府の中には、社会保険の範囲外で暮らす貧しい家庭のための対象を絞った助成金、条件付きの現金給付、学校給食計画を通して、農山漁村女性の脆弱なグループを支援しているところもある。国々の中には、家庭農場及び農場外の起業での労働が無償の性質であるために、農山漁村女性の年金へのアクセスの欠如に、公的年金計画の下での範囲の条件を改正することにより、対応しているところもある。

12. 農山漁村地域で暮らす女性に対する暴力の害悪に対して払われる注意は不十分である。農山漁村女性は、DVと人身取引を含め、様々な形態の暴力の被害者である。多くの国々は、女性に対する暴力を根絶する法律や行動計画を設置しているが、農山漁村女性には、しばしば、防止・支援サービスへのアクセスがほとんどない。政府が資金を提供するプロジェクトが農山漁村・遠隔地の女性を特に対象としているところもあるが、サービスの乏しい到達が難しい地域でさらにサービスを拡大する革新的方法が緊急に必要とされる。そのような例の一つに、被害者を支援し、女性に対する暴力についての意識を向上させる移動センターの利用がある。

13. 保健サービスへの女性と女兒のアクセスは、農山漁村地域ではしばしば不適切である。特に、農山漁村地域のしばしば高い率の妊産婦死亡と罹病を削減するためのセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス施設の利用可能性とアクセス可能性にさらなる注意が払われるべきである。プライマリー・ヘルス・サービスの拡大、新しい保健施設の建設、助産婦の訓練、妊婦への無料のヘルスケアの提供は、アクセス拡大の効果的方法であることが証明されている。

14. 正規・非正規教育は、農山漁村女性のエンパワーメントの要である。これは、経済的利益と経済機会を生み、女性の公的生活への参画を促進す

る。しかし、農山漁村地域は、しばしば、教育と訓練へのアクセスが乏しいことを特徴としており、農山漁村女性との非識字率は依然として高い。対応として、各国政府は、農山漁村地域に学校を造り、無料の教育と女兒を教育する奨励策を家庭に提供し、成人女性のための識字プログラムを支援した。所得創出活動のためのスキルを高めることを目的とする学校カリキュラムの改訂は有望な慣行である。気候変動のインパクトを緩和し、コンピュータ識字を築く手助けとなる近代的な農業技術の訓練を含め、女性農業者のスキルを向上させるイニシアティブも行われている。

15. 公的生活と政治生活への女性の参画とリーダーシップを強化する際に進歩が遂げられている。多くの国々は、一時的特別措置、アフーマティブ・アクション、クォータを通し、女性候補者や議員のための訓練と相まって、政府の様々なレベルで女性の数を増やすイニシアティブを実施している。しかし、国会、地方議会、公共行政並びにあらゆる領域の上級意思決定レベルで農山漁村女性の代表数をさらに増やすためのさらなる努力が必要とされる。

16. 農山漁村女性の労働の重荷と時間不足を含めた権利、優先事項、ニーズは、持続可能な結果を達成するためには、国内レベルでも地方レベルでも、ジェンダーに配慮した政策、資金の配分及び企画を考慮に入れなければならない。農山漁村女性と地方又は国内での相談会を開催することは、政策・予算・企画でその優先事項が考慮に入れられることを保障する一つの方法であり、継続中の農山漁村女性との対話は、そのような手段の効果的で利益のある実施の鍵である。

17. 農業者団体及び協働組合を含めた農山漁村団体は、農山漁村女性に発言権を与え、その権利を推進し、農山漁村開発を推進する際に重要な役割を果たす。そういった利益を認めて、国々の中には、女性のための協働組合と農山漁村団体の設立と能力開発を促進しているところもある。農山漁村女性が農山漁村地域社会の開発を強化する目的で組織している好事例がますます増えてきている。しかし、既存の農業者・地域社会を基盤とした団体、特に指導的地位における農山漁村女性の役割を強化するさらなる努力が必要とされる。

18. 参加者たちは、多くの政策枠組みと法的枠組みが、依然として農山漁村女性の状況に不適切に不十分に対応しており、特別の限られた介入が、ジェンダー平等を達成するために必要な長期的・組織

的变化を生むことはできないことで合意した。包括的で、ジェンダーに配慮した政策とプログラムが、農山漁村女性の優先事項、マクロ経済政策、開発政策と戦略の間のさらなる統合力を含め、緊急に必要とされる。国々の中には、部門省庁と地方自治体内の企画・予算編成・監視プロセスにジェンダーの視点を組み入れているところもある。こういった努力は、農山漁村女性のエンパワーメントのためによい政策環境を醸成するために規模拡大され、拡充されるべきである。

19. 女子差別撤廃条約を根拠とする人権に基づく取組は、農山漁村女性のエンパワーメントの基本である。「条約」には農山漁村女性の状況のための特別な条項があり---第 14 条---、農山漁村女性に対する差別を根絶するあらゆる適切な措置をとるよう締約国に要請している。「条約」全体と特に第 14 条は、従って、農山漁村開発を目的とする国内努力を首尾一貫して導くべきである。

20. 財産・相続・社会保障法のみならず家族法は、農山漁村女性と女兒に対する直接・間接差別を明らかにし、矯正するために、定期的に見直し、監視し、評価する必要がある。市民登録が多くの権利行使の基礎であるので、全ての農山漁村女性と女兒が登録されていることを保障する一致した努力が必要とされる。さらに、多くの国々で、農山漁村女性は、投票し、財産を所有し、相続し、ローンを申し込み、基本サービスにアクセスする権利を行使するのに必要な国の身分証明書を依然として欠いている。そのような証明書の提供は、農山漁村女性が平等な権利を持つ市民としての待遇を受けることを保障する。権利を行使するために、農山漁村女性は、自分の権利に気付き、情報・法律サービスにアクセスしなければならない。意識向上キャンペーンと国の農山漁村女性の日は、この点で役立つことが証明されている。

21. 政策とプログラムは、都会と農山漁村グループの間の差を考慮に入れるのみならず、農山漁村女性は均一なグループを構成してはいないことも認めるべきである。その状況は、年齢・民族グループ・移動や国内避難の地位のように脆弱な状況のような多くの根拠に基づいて変化する。農山漁村女性は、生産的資産と機会へのアクセスにおいても差に直面している。ニーズ評価調査は、そのような根拠に基づいて農山漁村女性の優先事項を明らかにし、対象とする際の効果的ツールとなり得る。

22. 農山漁村女性とその地域社会の経済と福利へ

の貢献に関する信頼できるデータと証拠の利用可能性は、その優先事項をよりよく理解し、それらに効果的に対処することのできる政策を立案するために極めて重要である。国々の中には、データ収集制度を強化し、ジェンダーに配慮した評価を通して証拠を築く際の経験を分かち合ったところもある。データ収集への投資及び明確で測定でき、達成でき、関連性があり、時間制限のある("SMART")ジェンダーに配慮した指標の開発に高い優先権が与えられなければならない。同時に、政策開発と実施において、すでに存在するデータのよりよい利用と分析の必要性も広がっている。

23. 農山漁村女性の生活を変えるに必要な野心的なアジェンダを実施するためには、各国政府、市民社会、民間セクターを含め、国内レベルで全ての関係者の間の強化された協力が必要とされる。異なった部門省庁に亘る協力と調整も、政策策定プロセスを強化するために極めて重要である。多くの国々は、食糧の安全保障と農山漁村開発の課題により効果的に対応するために、府省間委員会を設置している。ジェンダー平等のための国内本部機構は、農山漁村女性の利益のためのそのような協働を促進する際にしばしば役立ち、そのような努力が、農山漁村女性のための投資の増額という結果ともなる。

24. 国際協力、特に ODA は、農山漁村女性のエンパワーメントのために必要である。しかし、農山漁村女性のエンパワーメントのためのドナー国の資金調達には、依然として乏しく、現在の世界危機の状況では減少さえしているかも知れない。国内総所得の 0.7% という ODA のターゲットに到達し、農山漁村女性がそのような協力から利益を受けることを保障するさらなる努力が必要とされる。農山漁村女性が先頭に立つ地方のイニシアティブは、国際的な資金調達から利益を受けるべきである。さらに、国連システム諸機関は、国内レベルで加盟国を支援する際に、ジェンダーに配慮した農業・農山漁村開発を優先するべきである。

25. 南南協力も、女性のエンパワーメントの証明された解決策を分かち合い、見習うための効果的ツールとなり得るので、推進されるべきである。自作農業者、特に女性農業者を国内の農業・農山漁村開発政策にうまく統合している国々は、他の国々とその経験を分かち合うべきである。好事例を収集し、婦人の地位委員会の状況で分かち合うことができよう。

26. 参加者たちは、第 56 回委員会の優先テーマは、

来るべき国連持続可能な開発会議(リオ+20)に直接的に関連していることを指摘した。生物多様性の喪失、早魃と砂漠化を含めた気候変動のインパクトは、自作農業者の経済的見通しにとって特に厳しい。農山漁村女性の権利と優先事項、並びに食糧と栄養の安全保障は、従って、この会議の成果に強く反映されるべきである。

2月28日(火)午前第4回会議

議事項目 3(継続)

専門家パネル討論

テーマ: 農山漁村女性のエンパワーメント及び貧困と飢餓の撲滅、開発、現在の課題におけるその役割: 農山漁村女性の経済的エンパワーメントを中心に

司会者: Ms. Ana Marie Hernand(フィリピン)委員会副議長

パネリスト:

1. Ms. Malika Abdelali-Martini 社会経済学者・シリア・アラブ共和国アレppo乾燥地国際農業調査センター (ICARDA) 社会経済政策調査プログラムジェンダー調査専門家

2. Ms. Shanaz WWazir Ali パキスタン首相社会部門特別補佐官

3. Ms. Anna Kaisa Kartunen フィンランド農業・農山漁村開発専門家

4. Dr. Jemimah Njuki ケニア, ナイロビ国際家畜調査研究所貧困・ジェンダー・インパクト・プログラム

5. Ms. Cheryl Morden 国際農業開発基金北米リエゾン・オフィス所長

意見交換対話参加国: イタリア, パキスタン, イスラエル, ポルトガル, パナマ, スイス, インド, 韓国, ジンバブエ, イラン・イスラム共和国, スウェーデン, 南アフリカ, モルディヴ, エチオピア, スワジランド, ヨルダン, ブラジル, 米国, ガンビア, モザンビーク, カナダ, ニカラグア, フィリピン, スーダン, 欧州連合

意見交換対話参加 NGO: Mujer para la Mujer

A.C.(Vida y Familia de Guadalajara A.C.,

Mision Mujer A.C.を代表), トリニダード・トバゴ女性の地位向上 NGO, アフリカ母親の声, 公共サービス・インターナショナル(教育インターナショナル, 国際労働組合連合会を代表)

司会者の概要

ジェンダー主流化のための重要な政策イニシアティブと能力開発：農山漁村女性の経済的エンパワーメントを中心に

1. 2012年2月28日に、婦人の地位委員会は、「ジェンダー主流化に関する重要な政策イニシアティブ及び能力開発：農山漁村女性の経済的エンパワーメントを中心に」というテーマで、意見交換専門家パネルを開催した。この意見交換パネルは、委員会の優先テーマ「農山漁村女性のエンパワーメント及び貧困と飢餓の根絶、開発、現在の課題におけるその役割」の委員会による検討の一部であった。

2. 討議は、委員会副議長の Ms. Ana Marie Hernando が司会を務めた。パネリストは、シリア・アラブ共和国の乾燥地域農業調査国際センターの社会経済学者・ジェンダー調査専門家である Ms. Malika Abdelali-Martini, パキスタンの首相特別補佐である Ms. Shahnaz Wzzir Ali, フィンランドの農山漁村開発専門家の Ms. Anna Kaisa Karttunen, ケニアの国際農業調査諮問グループ委員・国際家畜調査研究所貧困・ジェンダー・インパクト・プログラム・チーム・リーダーの Ms. Jemimah Njuki 及び国際農業開発基金の北米リエゾン・オフィス所長の Ms. Cheryl Morden であった。本概要は、パネリストと参加者たちによって討議された重要な点を総合するものである。

3. 農山漁村女性の経済的エンパワーメントのために多くの公約がなされ、世界政策枠組みは、行動のための強力な基盤を提供している。女子差別撤廃条約第14条は、農山漁村地域の女性に対する差別を根絶する締約国の特別な責務を概説している。これら公約にもかかわらず、各国政府と多くのその他の関係者は、農山漁村女性のニーズと優先事項に効果的に対応するのが遅い。農山漁村女性の経済的エンパワーメントのための機能的政策環境が、その懸念を主流の経済的アジェンダ、特に農業・金融・国内計画の領域に入れることによって、緊急の問題として醸成される必要がある。あらゆるレベルの全ての政策で、農山漁村女性のニーズと問題に対処するには、全体的にジェンダー主流化により大きな重点を置き、世界のあらゆる部分で農山漁村女性の多様性に対応する対象を絞った措置を含む二重の戦略が必要である。経済的・政治的・社会的エンパワーメントを含むエンパワーメントのあらゆる側面に対処する包括的取組も必要である。

4. この10年で、農山漁村地域は、都会の中心地への移動の結果、様変わりしている。経済・金融危機、不安定な食糧価格、気候変動、沿岸の浸食、地滑り、ハリケーンが、農山漁村地域で暮らす人々に特別な課題を提起している。部門別政策で統合される包括的な農山漁村開発政策が、統合的にこれら課題に対処し、農山漁村地域の持続可能な開発を推進するために必要とされる。

5. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、全てのミレニアム開発目標を達成するための前提条件であることが今やしっかりと認められている。農山漁村女性は、異なったレベルの農業生産と農山漁村開発で重要な役割を果たしており、農業生産を食糧と栄養の安全保障の改善につなげていく際に極めて重要である。しかし、農山漁村女性は、経済的機会、資源、資産、公共サービス、社会保護、インフラ、輸送、雇用と起業機会へのアクセスが依然として限られている。女性農業者は、しばしば農業ヴァリュー・チェーンの底辺にあり、市場、農業改良普及サービス、種苗や器具のような最も基本的な農業インプットへのアクセスが限られている。

6. 農山漁村女性の経済的エンパワーメントは、その権利を実現し確保する際に極めて重要である。世界銀行の2012年世界開発報告書は、ジェンダー平等はそれ自身核心となる開発目標であり、ジェンダー平等を高めることはスマート経済であることも認めている。国連食糧農業機関は、もし女性に男性と同じ生産資源へのアクセスがあれば、自分の農場での生産高を20%から30%上げることができる見込みを持っている。これは、開発途上国の総農業生産を2.5%から4%上げ、栄養不良の人々の数を12%から17%減らすことになる。従って、重点は、農山漁村女性の活動を高め、力をつけ、地方の経済を高めるためにその可能性を解き放つことに置かれるべきである。農山漁村女性を変革の担い手として位置付ける取組は、持続可能な農業生産、気候変動の緩和、環境保護におけるその役割を高める戦略を開発している国々によって、ますます用いられるようになっている。

7. 土地への女性の権利の確保は、農山漁村女性のエンパワーメントには極めて重要である。土地へのアクセスにおけるジェンダー不平等は、差別的な相続法、慣習法及び伝統的規範と慣行のために根強く続いている。土地所有資格プロジェクトと再定住計画のような土地改革プロセスは、ジェンダーに配慮して概念化され、実施されるならば、土地へのアクセスの不平等をなくす手助けとなり

得る。例えば、土地所有資格は、登記が夫婦双方の名前を必要とする時、女性の権利を確保する手助けとなる。相続に関する政策と法改正も、女性の土地へのアクセスを高めることができる。女性の自分の権利に対する意識を高め、法律を施行し、法的支援への女性のアクセスを高めることが優先されるべきである。

8. 担保の要らない低利率の小額貸付計画は、財産はしばしば夫又は男性の家族のものであるので、農山漁村女性の貸付へのアクセスを高める際に成功している。農山漁村小額貸付計画には、農山漁村地域の食糧の安全保障を目的とするものもあり、小規模起業を奨励することに重点を置いているものもある。しかし、農山漁村女性は、小額貸付だけでなく、貯蓄及びその他の金融サービスへのアクセスも必要としている。農山漁村女性が必要としている様々な金融サービスを提供できる制度や機関を築くことに支援が提供されるべきである。作物・健康保険へのアクセスも、農山漁村女性、特に女性自作農業者にとって重要である。

9. 貸付へのアクセスがあることだけでは、農山漁村女性の経済的エンパワーメントにとって十分とは言えず、農山漁村女性が社会的障害を克服し、情報コミュニケーション技術を利用し、正規の銀行システムと取引し、その事業スキルを高めてその生産性を上げ、権利と資源へのアクセスを主張するためには、正規・非正規の教育が必要な土台である。農山漁村女性は、最も効果的に貸付を利用でき、自尊心を高め、市場がどう作用するかを学び、価格設定や製品の流通になじむためには金融識字の訓練が必要である。将来の投資のために貯蓄の利益についての知識からも利益を受ける。

10. 多くの国々は、ニュー・テクノロジー、特に情報コミュニケーション技術と再生可能なエネルギー技術の利用と管理のみならず、金融管理と貯蓄に関連した女性と女兒の能力、知識、スキルをさらに開発するプログラムを設置している。遠隔学習プログラムのような介入は、教育にアクセスする際に農山漁村女性が直面する様々な制約を考慮入れることの重要性を示している。例えば、中東と北アフリカのいわゆる「寄宿センター」の利用は、移動性の限られた農山漁村女性を訓練の目的で集めるための安全なスペースを生み出した。

11. 農山漁村地域への技術移転の重要性を認めて、関係者たちは、情報コミュニケーション技術、グリーン技術及び代替エネルギーを含めたニュー・テクノロジーへの農山漁村女性のアクセスを

高めるイニシャティヴを行っている。こういったイニシャティヴの中に、こういった技術を使って働く際の農山漁村男女の能力、知識、スキルを強化するための教育・訓練プログラム及び工学のような伝統的に男性支配の分野に女性の参入を高めるプログラムがある。プログラムの中には、革新的製品、有機農業生産システム、地域社会を基盤とした再生可能なエネルギー源、グリーン技術の開発、利用、管理への参入を高めることを通して、持続可能な資源管理における農山漁村女性の役割を強化することを中心としたものもあった。ある国での有機野菜栽培の女性の訓練が、生産高の増加という結果となり、そこから食糧の安全保障を高め、家庭の所得も上げ、家庭の意思決定への女性の参画も増えた。先住民族の知識を保護する必要性が強調された。

12. ディーセント・ワークと雇用への農山漁村女性のアクセスは、依然として限られている。ジェンダーに配慮した農山漁村雇用保証計画のようなイニシャティヴの中には、農山漁村女性に農場外の雇用機会を提供して成功したものもある。農山漁村女性の無償労働を認めて評価し、彼女たちが有償労働にかかわることができるように、農山漁村女性の無償労働の重荷を緩和することにさらなる注意を払う必要がある。サービスの提供とインフラへの投資は、この無償労働の重荷を軽減する際に役立っている。インフラとサービスの利用可能性と質は、農山漁村女性が仕事と家庭責任を両立させ、有償の雇用、自分たちの製品を売る市場、情報、農業インプット、物資へのアクセスを高める手助けができる。農山漁村女性に、家庭のための水道、衛生、電気のような基本的サービスへのアクセス、並びに特に遠隔地域では輸送手段を提供するさらなる努力が必要とされる。農山漁村地域のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・サービスへのアクセスは、自分の生殖力を管理し、経済機会を利用する能力のみならず、農山漁村女性の生存にとっての基本である。

13. ジェンダーに配慮した指標のみならず、性別・年齢別・農山漁村/都会別データ収集を改善する必要性が強調された。しかし、データ収集だけでは十分ではない。差別と不平等の根本原因をよりよく理解するためのデータの分析と利用が、農山漁村地域のジェンダーに配慮した政策立案、実施、監視、評価にとって極めて重要である。情報コミュニケーション技術の利用は、性別データを収集し分析し、記録を作成する国の努力を促進できる。一連の基準となる指標が、農山漁村地域のプログラムとイニシャティヴを監視し、評価する

ために、資産の所有、土地、住居のような問題に関して緊急に必要とされる。この目的で、性別・年齢別・農山漁村/都会の位置別データを収集し、分析する国々の能力を高めるために必要である。

14. 農山漁村女性の経済的エンパワーメントは、男性と男児、女性団体、草の根団体、協働組合、民間セクターを含めた関係者とのパートナーシップで追求されるべきである。農山漁村男性と男児は、女性に対する差別の根絶、家庭並びに地域社会でのジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進のために意識を向上する必要がある。とりわけ、関係者は、農山漁村女性のニーズと問題をよりよく理解するために、彼女たちとの継続中の組織的対話にかかわる必要がある。

15. 農山漁村女性が自ら組織できる機能的環境が醸成される必要がある。特に、農業者団体への女性の参画とリーダーシップが強化されるべきである。女性農業者を含めた農山漁村女性を都会の市場と農山漁村協働組合につなげることで、及び農業フェアへの彼女たちの参画を奨励することは、彼女たちが知識と情報を分かち合い、自分たちの製品を売り、事業を拡大する手助けとなる。農山漁村女性を含めたよりよい知識ネットワークが、対話と洞察、好事例、教訓、革新の分かち合いを通して農山漁村女性の経済的エンパワーメントに関する証拠の基盤を強化し、革新的な介入を規模拡大するために生みだされるべきである。

2月28日(火)午後第5回会議

議事項目 3(継続)

一般討論

ジャマイカ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、中国、ナイジェリア、イタリア、オーストラリア、英国、ルクセンブルグ、フィリピン、オランダ、ブラジル、グアテマラ、南アフリカ、リベリア、メキシコ、サモア、チュニジア、ガーナ、韓国、タンザニア連合共和国、ドミニカ共和国、フィジー、スーダン、コートジボワール、ニジェール、ホンデュラス、ポルトガル、インドネシア、ジンバブエ、モロッコ、エチオピア

2月29日(水)午前第6回会議

議事項目 3(継続)

一般討論

カナダ、コンゴ、ケニア、エジプト(非同盟運動を代表)、ブルキナファソ、トーゴ、ギニア、シエラレオネ、パレスチナ、パナマ、トゥヴァル、モザンビーク、カメルーン、バングラデシュ、ペルー、ニカラグア、アイルランド、トルコ、アルゼンチン、パキスタン、オーストラリア、グルジア、ドイツ、スウェーデン、ノルウェー、フィンランド、インド、米国、ウガンダ、セネガル、国際女性同盟・CSW ニューヨーク議長

CSW ニューヨーク議長(Soon-Young Yoon)のステートメント: この前の日曜日、NGO、政府、国連を代表する1,100名を超える女性と男性、男児と女兒が、私たちのわくわくするCSW56の始まりである婦人の地位委員会フォーラム NGO委員会のコンサルテーション・デーのために、14丁目の救世軍に集まった。その翌日、私は若い専門家リーダーの一人であるナターリアからメッセージを受け取った。彼女は、CSWは、私たちが守らなければならない貴重な、民主的スペースであるという考えを評価していた。彼女は、ミッチェル・バチェレとレイマー・グボウィーのスピーチは素晴らしいと考えていた。イラクのライラ・アルカファジが女性の権利擁護者として投獄されたことを語った時、ケニアの貧しい農山漁村家庭に生まれたニアラザイ・グンボンズヴァンダが、彼女が学校に通えるようにお姉さんが犠牲になってくれたことを語った時、彼女の眼には涙があった。ナターリアは、「私は個人的に感動し、エンパワーされ、エネルギーをもらいました」と述べた。

フォーラムからみなさんと分かち合えるメッセージは何だろうか? その一つは、新しい世代のリーダーが見守り、学び、加わる準備をしていることであり、CSWに勇気づけられると思うことである。懐疑主義者たちは、国際的な女性運動は「静か」で、1995年の北京女性会議から前進するのではなく、後ろを向いているなどと言う時に、これは確信を持たせるものである。

もう一つの重要な点は、農山漁村女性と女兒の経済的エンパワーメントには、専門技術的解決以上のものが必要であろうということである。問題の核心には、あまりにもしばしば、政策策定者が農山漁村女性の経済的ニーズを理解できないことがある。このことは、農業政策が、農山漁村女性の民族性・宗教・年齢・性的指向・婚姻状態又は障害の程度の様々な多様性を考慮しない時、

特に明らかである。

先住民族フォーラムの議長であり、今年の NGO CSW NY の優れた女性賞の受賞者であるミルナ・カニンガムは、コンサルテーション・デーの彼女の基調講演の中で、先住民族女性にとって、土地は品物以上のものであり、しばしば地域社会にとっては神聖な、文化的関係でもあると述べた。個人のみならず集団の人権が、尊重され、敬意を払われなければならない、いわゆる持続可能な開発政策が実施される前の女性の同意の権利も同様である。

他の発言者たちは、CEDAW のような国際条約が、法の姿を変える手助けをしていることを認めた。しかし、多くの社会で、ジェンダー不平等と差別が組織的に社会的・文化的制度に埋め込まれている。女性と女兒に対する暴力は、紛争地帯であろうと自分の家であろうと、暴力を経験している農山漁村女性と女兒は、恐怖のために動けなくされているかも知れないので、経済的な問題である。女性の最も重要な経済的決定は、生む子供の数であるかも知れない。

世界の多くの部分で、農山漁村女性は、紛争及び紛争後の状況の課題に対して立ちあがっている。今年のノーベル平和賞受賞者であるレイマー・グボウィーは、コンサルテーション・デーでの演説で、次のように述べた。「農山漁村女性は、自分たちで組織しています。思いつきと可能性の種をまけばよいだけです。」彼女は、彼女の住んでいる地域の農山漁村女性が、どこに銃が隠してあるかを知っているので、軍縮に関する専門家であると述べた。Femmes Afric Solidarite の創設者であり、会長でもあるビネッタ・ディオブは、まさに今、今年のセネガルでの選挙中に暴力が発生することを避けるために、早期警告システムを設置している。コンサルテーション・デーのビデオによる演説で述べたように、選挙はますます大規模な暴力の引き金となっている。彼女は、農山漁村女性は危険にさらされており、だからこそ村の女性たちは新たな選挙紛争の勃発を防ぐために大変な努力をしているのだと報告した。

要点は、よいジェンダー予算編成指標だけでは十分ではないということである。ジェンダーに優しい銀行政策は、我々が問題の核心に到達しない限りうまく作用しないであろう。我々は、平等、開発、平和の間の関連性をもっと深く理解し、これを公共政策アジェンダであるのみならず個人的な政策アジェンダにしなければならない。

これから、市民社会はこういった問題を継続して討議し探求することになる。女兒と女性の人身取引から、家族、高齢者、移動、世代間対話、保健、持続可能な開発に至るまで、様々な問題に関

する 300 以上の NGO CSW フォーラムの平行・イベントに参加されることを歓迎する。また、「平等・開発・平和のための世界の女性」を祝う、セカンド・アヴェニューでの 3 月 8 日の国際女性デーの行進に皆さんをお招きする。そのうち、我々は、国際的な女性運動が、元気はつらつとしていることを世界に知らしめなければならない。

ランチ・タイムパネル

専門家パネル

テーマ: 女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の根絶と防止

司会: Ms. Irina Velichko 委員会副議長

パネリスト:

1. Dr. Nduku Kilonzo ケニア・リヴァプール VCT
2. Ms. Marai Larasi 英国, 女性に対する暴力根絶連合
3. Dr. Margarita Quintanilla ニカラグア PATH/InterCambios

司会者の概要

1. 2012 年 2 月 29 日に、婦人の地位委員会は、2013 年の委員会の優先テーマの準備として、検討されるべき問題を討議する機会を提供するために、「女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の根絶と防止」に関する専門家パネルを開催した。委員会副議長の Ms. Irina Velichko が司会を務めた。パネリストは、ケニアのリヴァプール VCT の Dr. Nkuku Kilonzo, 英国の女性に対する暴力根絶連合の Ms. Marai Larasi, ニカラグアの PATH/InterCambios の Dr. Margarita Quintanilla であった。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)事務局長の Ms. Michelle Bachelet が閉会の言葉を述べた。加盟国、地域政府間機関及び市民社会の代表が、討議に貢献した。

2. パネリストのプレゼンテーションは、暴力の被害者/サヴァイヴァーのためのサービスの提供と初期防止を中心とした。参加者たちは、下記に概説する質問と問題を明らかにしたが、これは、第 57 回委員会のための準備でさらに調査されるべきである。彼らは、全ての関係者が、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の防止と根絶を促進する具体的措置を取り、サービス提供の領域でも、初期防止の領域でも、とられた措置のインパクトと達成された結果のインパクトを監視し、評価するべきであることを強調した。

3. 発言者たちは、女性と女兒に対する暴力は、世界で最も広がった人権侵害の一つであり、構造的ジェンダー不平等と差別に根があることを確認した。国別データは、女性 10 人中 7 人もが、生涯のある時点で、身体的・性的暴力を経験していると報告していることを明らかにしている。この問題に対処する世界的コミットメントが増えているにもかかわらず、限られた資金、加害者の刑事責任免除及び被害者/サヴァイヴァーのサービス・司法・効果的賠償へのアクセスに対する障害のような、そのような暴力を防止し、根絶することに対する課題が根強く続いている。従って、準備パネルのテーマは、女性に対するあらゆる形態の暴力とその未来の世代に与えるインパクトを減少させ、究極的には根絶するための道筋をつける際に助けとなるのみならず、ジェンダーに基づく暴力を受けた女性と女兒の質の高い支援と司法へのアクセスをよりよく保障できる特に重要なギャップ、戦略、方向、有望な実例を中心とした。

4. 社会と経済のみならず、被害者/サヴァイヴァーにとっての女性に対する暴力の破壊的コストと結果及び国の開発の多くの側面へのそのインパクトを仮定すれば、女性と女兒に対する暴力の根絶は、包括的な、多部門的取組を通して、献身的に対処されなければならない。さらに、そのような努力は、とりわけ、貧困削減、保健(リプロダクティブ・ヘルス、妊産婦死亡と HIV/エイズの防止を含む)、教育、経済開発を達成することを目的とする国内政策、計画、予算全体に亘っても統合されなければならない。

支援サービスの提供

5. 多くの国々で歴史的にサービス提供の最前線にあった女性団体及びその他の NGO のパイオニア的作業に基づいて、女性と女兒の暴力被害者/サヴァイヴァーに支援サービスを提供する際に、注目すべき進歩が遂げられている。しかし、サービス提供は、しばしば、不適切な支援と資金提供しか受けられず、従って、サービスは依然として、質や範囲が限られたままである。さらに、多くの場合、傷害を調べたり、治療したりするために必要な物資又は妊娠や HIV を含めた性感染症を防止するための薬剤が利用できない。そのようなサービスへのアクセスは、農山漁村又は遠隔地域の女性又は民族的マイノリティに属する女性のような周縁化されたグループの女性、先住民女性、移動女性、人身取引の被害者/サヴァイヴァー、思春期の少女及び障害を持つ女性又は HIV/エイズ感染女性にとっては特に問題となる。その

ような母集団に到達するには、よりよい取組が開発される必要がある。

6. 支援サービスの提供への権利に基づくジェンダーに配慮した取組が必要とされる。サービスは、暴力のさまざまな表れに対応すべきである。サービスは、重複する形態の差別を受けている被害者/サヴァイヴァーの多様なニーズと権利に応えるように、それに応じて向けられるべきである。

7. 地域社会には、女性と女兒に対する暴力に対応する際にきわめて重要な役割がある。暴力に対する地域社会の対応を強化するために、女性と女兒に対する暴力に対処する際に伝統的には可視性のある公的役割とは考えられてこなかった地域社会と地方の指導者のさらなるかかわりが必要である。同時に、サービスの提供において、草の根団体・女性団体によって行われる基本的作業が、サヴァイヴァーを支援する人の安全を保障する必要性を特に強調して、完全に認められる必要がある。

8. ワン・ストップ・センターを通したり、統合されたサービスを通したりするように、サービス提供のさまざまなモデルがある。すべての場合に、「すべてに当てはまる」取組みを避けることが重要である。実際には、決定は「これか、あれか」であってはならず、地方の状況に合わせたサービスの型の最高の組み合わせでなければならない。そのような最高の組み合わせを開発し、利用できるようにするために更なる作業が必要である。

9. サービス提供者の訓練が、ケアの質を高めるために重要である。しかし、この領域での努力は、普通はばらばらで制度化されていない。国のカリキュラムにサービス前の訓練を含めたり、ガイドラインや計画案を出したりするようなサービス提供の能力を強化するさまざまな手段をとることができる。そのような努力は、一般的な意識向上とサービス提供者のための専門訓練との間を明確に区別する必要がある。好事例が存在しさらなる改善のための基礎として役立てることができる。

10. セクターに亘る調整が限られていることが、依然として質の高いサービスに対する障害となっている。この点で、異なったセクターと関係者を調整し、サービス提供と国内の通報枠組みを調和させる権威をもった中心的機関の指定が提供を強化し、説明責任を高めることを経験が示して

いる。専門 NGO の専門知識と知識を土台とし、これを支援するべきである。サービスを提供する市民社会と民間セクターとの及び市民社会と民間セクターの間の調整と相談を強化することも必要とされる。ジェンダーに基づく暴力は、とりわけ、保健・司法・安全保障を含めたセクター内及びセクター全体に亘るサービス提供の優先事項として確立されるべきである。

11. 強化された調整も、支援サービスの監視と評価を改善する基本である。データ収集ツールの開発を導き、サービス提供の効果を測定するために共通に用いられる地方と国内の指標の不在が、依然として根強い課題である。財源不足のために、サービス提供のインパクトの調査と証拠の収集が依然として限られており、従って、成功する可能性のあるモデルを見習い、規模拡大することを妨げている。

初期防止

12. 被害者/サヴァイヴァーへの支援サービスの提供において、ある程度の前進が遂げられたが、初期防止がまだしなければならない作業が多く残っている領域である。個人、家族、地域社会、社会の保健、社会的・経済的福利のかなりのコストを仮定すれば、まず暴力が起こることを防止することが、絶対に必要である。初期防止への投資は、対費用効果のみならず、高い社会的・経済的開発の見返りの可能性を持つ。初期防止イニシアティブへの投資は、既に資金の少ない支援サービスからそれるべきではない。そのような投資には、特定の状況での効果的取組の増えはいるが限られている証拠の集合体を拡大するために、既存の初期防止イニシアティブの監視と評価への重点も含まれるべきである。防止努力の好事例とよりよい理解は、この必要な作業の領域を拡大する手助けになることができる。

13. 意識向上イニシアティブは、初期防止努力の重要な出発点であるが、社会の変革を達成するには不十分である。防止への組織的で維持される取組が緊急に必要とされる。これは、カリキュラム、全学習環境、より広い地域社会に女性と女兒に対する暴力の防止を統合する「全校的」プログラムを通し、幼い時からの女兒と男児との協力を伴う。「全校的」取組は、学校全体を通してリーダーシップと開発を支援し、ロールモデルとして役立つ母親、父親、その他の家族及び地域社会の構成員のような成人のかかわりを通して、日常の活動に、ジェンダー平等と女性と女兒に対する暴力の絶対

的不寛容を埋め込む。

14. ジェンダー役割を形成する際のメディアとポップ・カルチャーの役割を仮定すれば、女性に対する暴力を防止し、ジェンダー平等を推進し、メディアにおける女性の性的対象化と商品化を含め、ジェンダー・ステレオタイプに対処する際に、メディアと娯楽産業にかかわることが極めて重要である。社会変革のためのコミュニケーションは、ステレオタイプの態度と行動パターンを変える際の手助けができる。ニュー・テクノロジー、社会メディア、社会ネットワーク・ツールは、そのような努力にとって特に有望である。社会変革と防止のための効果的コミュニケーションの領域での限られた専門知識と能力、適切なツールと方法論は、依然として重要な課題であり、進歩を達成するために絶えず注意する必要がある。

15. 行動変容を意図する様々な場のプログラムは、低・中所得国における有望な例が示しているように、女性と女兒に対する暴力の初期防止が可能であることを示している。この点で、南南・南北協力は有望な実践例の交換を促進できる。これらには、多面的メディアと地域社会の動員イニシアティブ、男性と男児をかかわらせること、人々の態度を変えることを目的とする学校を基盤としたプログラムが含まれる。

16. 参加者たちは、2013年の優先テーマの準備で検討されるべきいくつかのさらなる問題を提起した。その中には、①例えば、移動、組織犯罪、特に人身取引から生じる問題のような女性と女兒に対する暴力の新しい形態に対処する必要性、②非国家行為者による拷問、③女性と女兒に対する暴力を明らかにしたことを取り巻く恐怖・恥・汚名、及びこれらを効果的に克服し、サービスが利用できる場所で助けを求める行為を推進する方法、④加害者を再統合し、暴力の再発を防止するための効果的取組、⑤女性と女兒に対する暴力防止における軍と制服を着た職員の役割と責任、⑥慣習法や慣行を女性の人権と正規の法的・政策的枠組みと両立させる効果的措置と取組があった。

17. 2011年に採択された女性に対する暴力及びDVを防止し、これと闘う欧州会議条約(「イスタンブール条約」)に注意がむけられた。この条約は、初期防止と支援サービスをカバーする女性と女兒に対する暴力に対処する包括的措置の実施を要請する法的に拘束力のある条約である。

2月29日(水)午後第7回会議

議事項目3(継続)

専門家パネル討論

テーマ: 農山漁村女性のエンパワーメントのためのジェンダーに対応したガバナンスと制度の役割

司会者: Mr. Filippo Cinti 委員会副議長(イタリア)

パネリスト:

1. Ms. Bintou Nimaga マリ女性子ども家族問題省技術顧問
2. Mr. Andres Teodoro Wehrle Rivarola パラグアイ農業家畜省政務官
3. Ms. Lilly Be'Soer パプアニューギニア変革の声創設者・ハイランド地域人権擁護者ネットワーク事務局長
4. Mr. Victor Lutenco モルドヴァ共和国内閣府顧問

討議参加国: 韓国, スワジランド, イタリア, イスラエル, ロシア連邦, フィリピン, ガンビア, コンゴ民主共和国, 米国, 日本, ヨルダン, 南アフリカ, パキスタン, フィンランド, トーゴ, ナイジェリア, カナダ, スイス, ニュージーランド, ブラジル, パレスチナ, 欧州連合

討議参加 NGO: 女性開発フォーラム, ソロプティミスと・インターナショナル, ナイジェリア女性コンソーシアム(女性提唱者調査文書化センターも代表), 日弁連, チャド Agir pour l'environnement, 教育インターナショナル, Mujer para la Mujer A.C.(Lideres Influyendo Diferente も代表)

パネリスト回答

司会者の概要

1. 2012年2月29日に、婦人の地位委員会は、「農山漁村女性のエンパワーメントのジェンダーに対応したガバナンスと制度の役割」というテーマで意見交換専門家パネルを開催した。この意見交換パネルは、委員会の優先テーマ「農山漁村女性のエンパワーメント及び貧困と飢餓の根絶、開発、現在の課題におけるその役割」の検討の一部であった。

2. 委員会副議長の Mr. Filippo Cinti が討議の司会を務めた。パネリストは、マリの女性・子ども課題省のジェンダーと女性の経済的エンパワーメント技術顧問の Ms. Bintou Nimaga, パラグアイ農

業家畜省農業政務官の Mr. Andres Teodoro Wehrle Rivarola, パプアニューギニアの NGO 変革の声の創設者である Ms. Lilly Be'Soer 及びモルドヴァ共和国の内閣府顧問の Mr. Victor Lutenco であった。

3. 発言者たちは、農山漁村女性が、開発課題、貧困、飢餓及び経済・金融危機、不安定な食料価格、気候変動を含めた最近の世界危機への対応を形成する際に極めて重要な役割を果たしていることを確認した。農山漁村女性のエンパワーメントには、その家族、地方のコミュニティ及び国の経済を含め、かなりの利益がある。しかし、農山漁村女性は、その人権の完全享受に対するかなりの障害に継続して直面している。農山漁村女性の可能性を解放するためには、不平等なジェンダー関係を変え、女性に平等な権利と機会を否定する公的制度を変えるという目標を持って、ジェンダーに対応したガバナンスと制度を通じた機能的な政策環境の必要性がある。

4. 参加者たちは、ガバナンス・プロセス、政策、法律及びサービス提供が、ジェンダーに対応していることを保障する重要な戦略として、ジェンダー主流化を強調した。ますます多くの国々が、貧困削減戦略と国内開発計画のような農山漁村の女性に影響を及ぼす国内政策にジェンダーの視点を主流化している。国内ジェンダー平等政策の中には、農山漁村女性を対象とした特別規定を含めているものもある。ジェンダー・ユニット又はジェンダー・フォーカル・ポイントが、主流化戦略の実施を支援するために、関係府省に設置されている。

5. 同時に、部門別政策をジェンダー平等政策と連携させる際に課題が残っており、農山漁村女性のエンパワーメントへの包括的で、統合力があり、多面的な取り組みを確立するには一致した努力が必要とされる。差別的な法律や政策は、見直し、改正する必要がある。国際貿易・マクロ経済政策を含め、すべての部門別開発計画と政策は、もっと組織的に農山漁村女性の状況を考慮に入れる必要がある。

6. 法的・政策的枠組みの前進は、必ずしも効果的实施を伴うものではない。参加者たちは、既存の国内法、特に女性の土地と相続へのアクセスに関する国内法のみならず、各国政府がコミットしている国際条約や協定を完全に実施する必要性を強調した。さらに、女性には既存の法律と政策及び自分の権利を主張する能力について知識を持つ必

要がある。

7. ジェンダーに対応した予算編成は、農業セクターを含め、あらゆる部門領域で、女性のための結果を伝える効果的ツールである。この目的で、各国政府は、政府の役人及びサービス提供者の間で、ジェンダーに対応した予算編成の能力を築き、強化する必要がある。公的資金の増額は、農山漁村女性のニーズに対応する政策とプログラムの実施に向けられるべきである。農山漁村女性を支援し提唱する機関、特にジェンダー平等のための国内本部機構と関係府省内のジェンダー・ユニット、ジェンダー・フォーカル・ポイントも、適切に資金提供される必要がある。

8. 参加者たちは、農山漁村女性の利益のために、農山漁村女性及び女性団体との相談と対話を通して、農山漁村地域でのニーズ評価の利用を高めることを要請した。農山漁村地域で行われる調査は、農山漁村女性が直面している多面的なニーズと課題を明確にし、よりよく理解することにつながり、政策策定を特徴づけるために利用されるべきである。農山漁村女性によって行われる労働の多くは無償労働であるので、農山漁村開発と食糧の安全保障におけるそのような労働の重要な役割を仮定すれば、国民勘定制度にこの貢献を反映させるさらなる努力が必要とされる。国内統計局の能力が、性別データを収集し、家庭調査にジェンダーの視点を統合するために強化されるべきである。

9. グッド・ガバナンスの核心的要素としての説明責任は、作業が失敗した場合の矯正行動又は救済策のみならず、政策策定・実施・サービス提供における政府の作業の監視と評価を必要とする。ジェンダーに対応した説明責任枠組みの状況で、政府当局の決定は、男女のニーズと利益に対して評価される必要がある。多くの国々で、ジェンダー平等のための国内本部機構は、ジェンダー平等のための政府の行動を監視し、評価している。関係府省が政策とプログラムのジェンダー対応性を監視し評価するところにも実例が存在する。ジェンダーに配慮した指標が、そのような監視と評価の基礎として用いられることもあり、ジェンダー・インパクト評価が、説明責任を確保するもう一つのツールである。しかし、監視メカニズムと活動への首尾一貫した資金提供を含め、農山漁村女性をエンパワーする際に遂げた進歩を組織的に評価する一致した努力がまだ必要である。

10. 世界の多くの部分の農山漁村女性は、水と衛生、社会保護、金融サービス、教育及びヘルス

ケアを含めた基本サービスとインフラ、情報と技術にアクセスする際に継続して障害に直面している。参加者たちは、例えば助成金又は条件付き現金給付を通して、農山漁村女性を直接的に対象とするプログラムを含め、様々なイニシアティブを強調した。

11. 食糧の保存・加工・箱詰めと包装・マーケティングのような活動のスキル訓練と能力開発が実施されている国々もある。参加者たちは、受益者との直接的な相談を通して、よりジェンダーに対応した地方の母集団のニーズに向けたものになるように、既存のサービス提供構造を変える努力、農山漁村女性の優先事項とニーズによりよく対応できるように、サービス提供者の能力も築く努力を討議した。他の国々のワン・ストップ・サービス・センターに似たモルドヴァ共和国の「一つの窓口」モデルという一つの例は、土地の登記、改良普及サービス、労働検査、起業開発、雇用サービスを含めた様々なサービスを農山漁村男女が楽にアクセスできる一つの場所で提供している。農山漁村地域の男女のための育児休業、育児サービスの拡大のような家族に優しい政策は、農山漁村女性が有償労働を探して得る機会を生みだしている。

12. サービスへのアクセスに加えて、土地、金融と貸付、器具と設備を含めた生産財への農山漁村女性のアクセスと管理は、そのエンパワーメントにとって極めて重要である。ジェンダーに配慮した土地改革と土地資格プログラム、特別オンブズパーソン及び土地の権利裁判所は、農山漁村女性の土地へのアクセスと所有権を強化することに貢献している。農山漁村女性を対象とした特別資金・小額貸付プログラムは、貸付と金融へのそのアクセスを拡大し、必要な器具や設備を購入できるようにしている。農山漁村女性の生産財へのアクセスを制限したり、否定したりし続けている文化的規範と差別的制定法に対処する努力も払われている。

13. 政府及び地方自治体、公共行政及びサービス提供への女性の参画は、女性の権利・優先事項・ニーズへの制度の対応性を確保し、政策とプログラムのジェンダー対応性の強化に貢献する。しかし、農山漁村女性は、歴史的・社会的・制度的障害、非正規ネットワークへのアクセスの欠如及び文化的規範と女性に対する偏見のために、意思決定の地位、プロセス、機関にはしばしば不在である。先住民族女性のような農山漁村地域のあるグループの女性は、意思決定への参画に関してさら

なる障害に直面するかも知れない。女性は、訓練の欠如、文化的制約、権利と機会についての知識の欠如のために、主流の農業者団体、協働組合及びその他の農山漁村機関の会員として、指導的地位には依然として数が少ない。農業協働組合及びその他の農山漁村協会とネットワークへの女性の参画とリーダーシップを高める一致した努力と効果的戦略が必要とされる。

14. 国内及び地方レベルで公的及び政策策定プロセスへの農山漁村女性の参画を強化する措置が取られている。クォータ制、基準及びその他の一時的特別措置は、特に憲法及びその他の法文書に含まれる時には、政治と公的生活への女性の参画のかなりの増加につながっている。女性の議会コアス又は委員会は、農山漁村女性の問題を討議し強調しており、国会や地方議会への女性の参画とリーダーシップを推進している。例えば、参加型取組と基盤の広い農山漁村女性との相談を通して、政府のあらゆるレベルの農地改革と予算プロセスへの農山漁村女性の効果的参画を増やすために、もっと対象を絞った努力が必要とされる。

15. 農山漁村地域の女性団体とネットワークは、変革を起こし、農山漁村女性の生活を変える際に重要な役割を果たしている。その仕事は、緊急事態状況、紛争及び自然災害において、女性の基本的ニーズに対処することから、女性に対する暴力をなくし、女性の経済的エンパワーメントを推進し、その政治参画とリーダーシップを推進することにまで亘っている。これら団体がその能力を築き、そのイニシアティブを維持し規模拡大し、適切な資金を確保し、これら団体間の協力と協働を育成するよう支援が必要である。

16. 文化的規範と態度及び家父長的伝統が、農山漁村女性のエンパワーメントにかなりの課題を提起している。広がるジェンダー・ステレオタイプを根絶し、女性を差別する規範と伝統を変えるためには効果的戦略が必要である。ジェンダーに配慮した学校のカリキュラム、農山漁村指導者の支援及び意識向上努力が態度の変容及びジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの社会的支援に貢献している。

17. 参加者たちは、農山漁村女性のエンパワーメントと権利を推進する努力において、幅広い関係者の間にパートナーシップを築くことの重要性を強調した。南南協力は、開発途上国が、農山漁村地域の共通の課題に対処する際に、経験と好事例を分かち合うための重要な方法である。各国政府、

国連機関、市民社会、民間セクター、学界の間の協働が、政府機関・非政府機関内で農山漁村女性の声を支援するために強化される必要がある。農山漁村女性の権利とエンパワーメントを推進するためには、男女間のパートナーシップが築かれるべきである。好事例と戦略が、農山漁村女性をエンパワーする努力に男性をもっと動員するために、開発され、分かち合われる必要がある。

3月1日(木)午前第8回会議

議事項目 3(継続)

専門家パネル討論

テーマ: 第52回婦人の地位委員会合意結論の実施: ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金調達: 各国の経験を中心に

司会者: H.E. Carlos Enrique Garcia Gonzalez(エルサルヴァドル)委員会副議長
パネリスト:

1. Mr. Mohamed Chafiki モロッコ経済財務省調査金融予報省部長
2. Ms. Maria Dolores Almeida エクアドル財務副大臣
3. Dr. Ing Kantha Phavi カンボディア女性課題大臣・カンボディア女性国内評議会会長
4. Mr. Gerhard Steger オーストリア連邦財務省予算公共金融事務局長

討議参加国: ドミニカ共和国, イラン・イスラム共和国, コンゴ民主共和国, ジンバブエ, 中国, イスラエル, 韓国, フィリピン, ロシア連邦, イタリア, エルサルヴァドル, 米国, ノルウェー(北欧諸国を代表), 南アフリカ, モロッコ, エチオピア, パキスタン, スイス, ヨルダン, パラグアイ, インドネシア, カナダ, ポルトガル, パナマ, ナイジェリア, ケニア, コンゴ, メキシコ

討議参加 NGO: 教育インターナショナル, Federation europeenne des femmes actives au foyer, 精神障害者ライフ・ヘルプ国際連合「セイル・オヴ・ホープ」, Mujer para la Mujer A.C.(Vida y Familia de Guadalajara A.C., Mision Mujer A.C.も代表)

パネリスト回答

3月1日(木)午後第9回会議

議事項目 3(継続)

専門家パネル討論

テーマ: 第52回婦人の地位委員会合意結論の実施: ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金調達: 国際団体及び多国間開発パートナーの視点から見たジェンダー平等のための資金調達における進歩を中心に

司会: Ms. Irina Velichko (ベラルーシ)委員会副議長

パネリスト:

1. Ms. Lydia Alpizar 開発における女性の権利協会理事長
2. Ms. Jeni Klugman 世界銀行ジェンダー開発部長
3. Ms. Patti O'Neill 経済協力開発機構(OECD)開発協力部政策課課長代理
4. Ms. Saraswahti Menon UN-Women 政策部部長
5. Ms. Liane Schalatek 北米 Heinrich Boll 財団部長補佐

意見交換対話参加国: イスラエル, フィリピン, アイスランド(北欧諸国を代表), 南アフリカ, スイス, モロッコ, カナダ, パキスタン, ウガンダ, ケニア, オーストラリア, ソロモン諸島, メキシコ, 欧州連合

意見交換対話参加 NGO: 国際労働組合連合(教育インターナショナル, 公共サービス・インターナショナルを代表), 農山漁村開発リーダーシップ・ネットワーク, 国際行政学協会, 人権提唱者 Inc., 開発途上国との協力ヒューマニスト研究所(Hivos)(E-クオリテ, Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie van Homoseksualiteit COC オランダ, オランダ女性利益協会, 女性の仕事と平等な市民権, Nederlandse VrouwenRaad, オックスファム Novib, Tiye インターナショナルを代表)

パネリスト回答

司会者の概要

国際団体と多国間開発パートナーの視点からのジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金調達における進歩

1. 2012年3月1日に、婦人の地位委員会は、2008年の第52回委員会で採択されたジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金調達に関する合意結論(E/2008/27-E/CN.6/2008/11, 第I章,

セクションA)の実施における経験を討議するために、意見交換対話を開催した。意見交換対話は、2つのパネル討論という形で開催された: 最初のパネル討論は、合意結論実施における国内の経験を中心とした。本報告書の焦点である2つ目のパネル討論は、合意結論実施における国際団体と多国間開発パートナーの経験に対処した。

2. このパネル討論は、Ms. Irina Velichko(ベラルーシ)が司会を務めた。パネリストには、開発における女性の権利協会事務局長の Ms. Lydia Alpizar Duran, 世界銀行ジェンダーと開発部長の Ms. Jeni Klugman, ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)の政策部長の Ms. Saraswathi Menon, 北米のハイニンリッヒ・ボル財団の副部長である Ms. Liane Schalatek 及び OECD/DAC のジェンダー平等ネットワーク・コーディネーターの Ms. Patti O'Neill が含まれた。

3. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための資金調達に関する2008年の合意結論に含まれているように、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの投資を増額する要請は、政策とアドヴォカシーを強化するのみならず、ジェンダー平等にコミットした資金を拡大し、そのような資金を追跡する能力を高め、そのような資金調達のインパクトと様々な関係者とのパートナーシップを強化するための国際団体・多国間団体からの様々な対応という結果となっている。以下の概要は、重要な前進を強調し、残る課題を指摘し、国際団体と多国間開発パートナーによる2008年の合意結論の実施を促進するための勧告を概説する。

実施において遂げられた進歩

4. 討論中に、ジェンダー平等を制度的優先事項として位置付け、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントへの投資を増やす最近の進歩が認められた。例えば、世界銀行は、構造的ジェンダー不平等に対処するために必要な政策的・制度的・財政的措置を実施する際に、第4回世界女性会議以来の進歩を示した。

5. ジェンダー平等のための資金の追跡と援助の流れに関する情報の利用可能性においてかなりの進歩が遂げられている。OECDによる1991年のジェンダー平等マーカーの導入は、ジェンダー平等を中心とした二国間援助の額の増加という結果となり、2011年には、セクターに配分できる援助

の31%に達した。いくつかの国連基金と計画の既存の経験を土台とした国連システム全体のジェンダー平等マーカーを開発するという継続中の努力は、ジェンダー平等のための資金調達に対する制度的コミットメントと説明責任を強化する可能性を持つ。

6. 援助管理政策とシステムにジェンダー平等措置と基準を含めるようなジェンダー平等の推進を目的とする援助の質を改善するためのメカニズムとプロセスを設立する際の経験の集大成も増えている。

7. 国連システムのいくつかの機関、特に UN-Women と国連開発計画によって、国レベルで、ジェンダーに対応した企画、予算編成プロセス、追跡への支援を拡大する際にも、大きな進歩が遂げられている。これら努力は、ジェンダー平等のための資金調達の増額を促進し、根の深い構造的な不平等を変えることを含め、究極的には女性と女児のために結果を出す方法として、一般に認められている。

8. ジェンダー平等提唱者の努力は、気候資金調達の領域で、ジェンダーに対応した措置を通して、ジェンダーによって異なるインパクトに対処する必要性が広く認められるようになったという結果となっている。気候資金調達メカニズム、特に新しいグリーン気候基金のガイドラインと業績指標にジェンダーの視点を組織的に含めるための突破口が生まれている。この基金は、ジェンダーの視点を初めからその権限と事業手続きに統合することにより、今後のモデルを確立することができよう。

9. 二国間・多国間ドナー、助成金を出す国際 NGO、財団、企業、女性基金、個人の慈善家が共に努力して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのために利用できる資金提供の流れの増加に貢献している。こういった資金は、女性団体のみならず、各国政府にも利益を与えている。各国政府、女性 NGO、新しい行為者、特に民間セクターをかわらせる革新的なパートナーシップが開発されている。これらパートナーシップは、新しい資金提供源を切り開く見込みがある。

10. ジェンダー平等のための資金調達のための追跡システムの開発と利用は、性別データとジェンダーに特化した情報の利用可能性を高め、貢献している。そのようなデータと情報は、ジェンダー平等のための資金調達の透明性と説明責任を強化

し、何に効果があるのか、とられた措置のインパクト、達成された結果についての知識ギャップを埋めるために極めて重要である。追跡と監視システムを通して生みだされたデータは、戦略的・政策的レベルで意思決定過程を特徴づけ、影響を及ぼし、プログラムとプロジェクトを形成するための証拠をますます多く提供している。

11. 2011年に韓国の釜山で開催された第4回援助効果高官フォーラム及びその結果としての効果的開発協力のための釜山パートナーシップは、開発プログラムを通して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成を促進するための行動に対する公約を強化する際の大きな前進を示した。釜山成果文書は、政策決定を特徴づけ、投資を導くための性別データの強化された収集、普及、調和、利用という結果となることが期待されている。成果文書の監視取り決めを設定するための2012年6月という期限は、ドナー国全体に亘ってこういったデータ収集と監視方法をさらに組織化するための大きな機会である。

実施におけるギャップと課題

12. 2008年の合意結論の実施における進歩にもかかわらず、意見交換対話は、いくつかの懸念も明らかにした。経済・金融危機のインパクト、不十分な政治的意思、世界・国内開発アジェンダにおけるジェンダー平等目標の不適切な優先順位は、実際の資金の利用可能性で明らかであり、これはニーズに追いついていない。そのような資金提供の欠如は、開発における女性の権利協会によって行われたもののような最近の調査や事例においても示されている。例えば、ここ4年に亘って、二国間・多国間パートナーからの資金提供への女性団体のアクセスは依然として限られている。UN-Womenのための資金提供は、設立から2年近くたっても、依然としてターゲットよりかなり下回ったままである。

13. 非常に有用ではあるが、ジェンダー平等資金提供とジェンダーに対応した資金調達を追跡するための既存のマーカーは、まだ、ジェンダー平等の結果又はプログラムやプロジェクトのインパクトと結果を測定できない。評価、監査、見直しを含む開発援助の質とインパクトを効果的に測定できるツールが欠けている。業績を監視するために設立された枠組みと基準は、めったにジェンダーに配慮した指標を統合していることはない。既存のジェンダー平等マーカーも、直接的な予算支援として支払われる ODA のジェンダー平等の側面

を捉えることはできないし、人道援助・緊急事態援助のジェンダー平等の側面も捉えることができない。

14. さらに、二国間・多国間ドナー国及び国連機関が採用している報告・監視・追跡システムは、依然として国内システムからは大きくかけ離れたままであり、従って受領国の報告への重荷を増している。

15. 多くの女性団体、特に草の根の団体とサービス提供団体は、様々なドナー国により提供される普通大きな助成金にアクセスするための複雑な要件に従う技術的能力を欠いている。特に開発途上国の多くの女性団体は、未だにごくわずかの予算で活動しているので、小額の助成金又は献身的な女性基金の欠如又は制限された利用可能性は、継続してその資金へのアクセスを制限され続けている。

16. 資金調達決定へのジェンダー平等提唱者の包摂に前進はあるものの、資金調達に関連する意思決定への女性の参画に関する合意結論からの勧告に応えるためには、もっと多くのことを行う必要がある。

実施を促進するための勧告

17. 経験と好事例を基に、参加者たちは、合意結論の実施を促進するための様々な行動を勧告した：

(a)現在のマクロ経済枠組みと政策を批判的に調査し、ジェンダー平等のための適切な資金と調達を確保する財政スペースを拡大する政策を採用すること。

(b)金融取引への課税又はジェンダー平等目標のバランスを取り、これを中心とする官民パートナーシップのようなジェンダー平等のための資金調達への革新的取組を探求すること。

(c)ジェンダー平等への投資を増やし、経済・生産セクターを含めるために、社会セクターを超えてジェンダー平等への支援の範囲を拡大すること。

(d)受領国政府と市民社会団体にかかる監視・報告の重荷を減らすために、国際団体及び多国間・二国間ドナー国の既存の追跡システムを調和させるために活動すること。

(e)追跡・監視システムを通して生みだされるデ

ータの分析と利用を強化し、確保し、戦略的・政策的レベルでの決定を特徴づけ、影響を与え、実用レベルでプログラムとプロジェクトを形成するために、そのアクセス可能性を改善すること。

(f)援助管理手段とプロセス及び合同援助調整メカニズムが、ジェンダー平等の優先事項を適切に反映し、対処することを保障すること。

(g)特に公共セクター改革の状況で、ジェンダーに配慮した予算編成の取組を実施する国内努力のために、国連システムと多国間及びその他の行為者からの支援を強化すること。

(h)ODAの一部として、ジェンダー平等のための資金調達の測定できるターゲットを設定すること。

(i)国連の計画と多国間支援によって提供される支援を通して、ジェンダー平等において達成されたインパクトと結果を評価するツールの開発と利用に投資すること。

(j)UN-Women がそのマンデートを効果的に果たすことができるように、UN-Women への資金提供を確保すること。

(k)ジェンダー平等を推進するために、予算配分と支出を追跡するための国連システム全体に亘るマーカーの採用に向けた努力を加速すること。

(l)特に持続可能な資金提供の公約により、女性団体のための支援を強化・拡大すること。

(m)小さな草の根団体と周縁化された女性グループと協力している団体に、小額助成金窓口、クォータ制又は「再助成」メカニズムのような資金へのアクセスがあることを保障する特別規定を設置すること。

3月2日(金)午前第10回会議

議事項目 3(継続)

一般討論

スペイン、ウルグアイ、マリ、アンゴラ、ザンビア、レソト、ボツワナ、タイ、マレーシア、イラン、リトアニア、モンゴル、セイシェル、エルサルヴァドル、スイス、日本、ヴァヌアトゥ、ス

ロヴェニア、ギニアビサウ、エストニア、チェコ共和国、トンガ、ニュージーランド、イスラエル、ポーランド、キューバ、コロンビア、チリ、ギリシャ、スリナム、コンゴ民主共和国

日本のステートメント(橋本ヒロコ政府代表)：日本政府を代表して、この会議の準備に献身的にかかわられた皆さま方、議長・副議長の皆さまに心より感謝と敬意を表する。

約1年前の3月11日の東日本大震災によって日本が打撃を受けた時、多くの国々より差しのべられた暖かいご支援に心より感謝申し上げます。しかし、あの破壊的地震は、災害の危険の削減、対応、復興における女性の力と役割を改めて評価する機会をもたらした。私たちの経験と学んだ教訓を分かち合い、国際社会でよりよい災害管理を推進する目的で、日本は、この第56回CSWで、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」に関する新しい決議案を提案している。この決議案の討議を通して、この重要な問題についての私たちの共通の知識が深められ、UN Womenを含めた関連国連機関と協力して、よりジェンダーに対応した災害管理につながることを心より希望している。

今年1月に、野田佳彦首相は、国会に向けた施政方針演説で、「さまざまな場に女性が参画し、その能力を発揮することは社会全体の多様性を高め、元気な日本を生み出す重要な鍵です」と述べた。昨年政府が採択した「東日本大震災・津波復興努力基本政策」は、復興のあらゆる側面で女性の参画が推進され、農山漁村地域での地域社会を基盤とした事業の立ち上げを含め、女性の起業活動が支援されることを明確に規定している。地震から回復する際に、私たちは、女性、子ども、高齢者、障害者を含めた行為者が、ジェンダー平等の推進も強調しつつ、積極的に参画する包摂的社会的建設途上にある。

2010年12月に内閣が承認した「第3次男女共同参画基本計画」に基づいて、日本は、社会の様々な分野でジェンダー平等を推進する努力を払っている。基本計画に基づく一時的特別措置に関する強化された努力の詳細は、女子差別撤廃委員会の総括所見への日本のフォローアップ情報の一部として昨年委員会(CEDAW)に報告され、私たちの努力は、委員会によって高く評価されている。

農山漁村地域でのジェンダー平等の推進に関しては、農業・林業・漁業セクターにおいて、食糧・農業・農山漁村地域基本法は、農業事業における女性の役割が公平に評価され、「国は、女性が自分のイニシアティブで農場管理及びその他の関連活動にかかわる機会が女性に提供される環境の醸成を推進することとする」と明確に規定している。

これは、第3次男女共同参画基本法の優先領域の1つでもある。農林水産省は、ジェンダー平等を専門とする課を創設して以来、「若手農業者女性部」の下に設置された「女性高齢者問題事務所」内の「ジェンダー平等グループ」---前記の法と計画に基づいた元気な農山漁村地域社会の達成に向けた包括的措置を取っている。

第一に、農山漁村政策の意思決定プロセスへの女性の参画を推進するために、農業団体及び委員会の女性理事の割合のために、明確なターゲットが定められている。このターゲットを達成するために、様々な意識啓発活動が、3月10日の「農山漁村女性の日」の遵守を含め、毎年、様々な意識啓発活動が行われている。第二に、農山漁村女性の経済的エンパワーメントを推進するために、政府は、農業管理における女性の役割を明確に定義する措置を推進し、地方の農業資源を利用する製品の加工と販売における女性の起業活動を強化し、安定させる活動に支援も提供している。第三に、政府は、ディーセント・ワーク・スタイルの管理原則、家族一人ひとりの役割分担、特に農業にかかわるそれぞれの家庭の労働環境を規定する「家族協定」の推進のような措置を通して、女性が仕事と生活をバランスさせることのできる女性に優しい農山漁村環境を醸成しようとしている。

さらに、この領域での最近の措置をいくつか皆さまにご紹介することを嬉しく思う。現在、政府は、生産・加工・マーケティングの統合を推進し、地方の資源を利用する新しい産業を開発することを通して、農業・林業・漁業の管理の多様化を追求している。女性の能力を最大限活用することが、この努力においては極めて重要であることを考慮して、本年から、地方の農業のマスター・プランを策定する責任を有する委員会に、少なくとも30%の女性委員を確保することが義務となる。関連活動のための資金の配分においても、10%の「女性起業家のためのクォータ」は既に定められている。さらに、政府は、他のセクターの女性との意見交換の機会のみならず、国内・地方レベルでの女性のネットワークの推進によって、農山漁村地域の女性への支援を強化している。

「ジェンダーと開発イニシアティブ」に基づいて、日本は、そのODAのあらゆる領域と側面にジェンダーの視点を統合している。2010年9月の国連ミレニアム開発目標首脳会合で発表した2011年から2015年までの世界保健政策と2011年から2015年までの教育協力政策においても、ジェンダーの側面が強調されている。ジェンダー主流化に関するガイドラインの策定のみならず、農業・農村開発支援のためにも、対象地域における女性の役割、課題、ニーズを理解するために、

それぞれのプロジェクトの実施に先だって、ジェンダー分析が行われている。これら政策と措置に基づいて、日本は、農山漁村地域のジェンダー平等と女性のエンパワーメントに貢献する援助を提供し続けている。さらに、国際団体と協力して、ジェンダー主流化を推進するという我々のコミットメントの一部として、政府は現在、今年の UN Women へのコアの寄付を倍増することを検討している。

最後に、NGO が、被災者に直接的支援を提供し、調査やシンポジウムを行い、政府と意見交換をすることを含め、地震に対応する際に積極的役割を果たしている。このような経験で、我々は女性の参画と市民社会の役割の意義を改めて評価している。ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成する努力において、国際社会、国際団体、市民社会と密接に協力を継続する決意を表明して私のステートメントを終えたい。

ご清聴に感謝する。

3月2日(金)午後第11回会議

議事項目 3(継続)

一般討論

アフガニスタン、ナミビア、アイスランド、ベルギー、カザフスタン、バルバドス、パラグアイ、マルタ、ロシア連邦、リヒテンシュタイン、ラオ人民民主主義共和国、ソロモン諸島、エリトリア

3月5日(月)午前第12回会議

議事項目 3(継続)

一般討論

イラク、ヴェトナム、スリランカ、東ティモール、シリア、リビア、ネパール、バハマ、コスタリカ、ブルンディ、ボリヴィア、ルワンダ、コモロ、ホーリーシー、人権理事会法と慣行における女性差別作業部会、米州機構女性委員会、マルタ軍団、列国議会同盟、トリニダード・トバゴ、国際移住機関、アラブ諸国連盟、アフリカ連合、国連人間居住計画(UN-ハビタット)、国際農業開発基金(IFAD)、地域経済委員会、国際労働機関(ILO)、国連合同エイズ計画(UNAIDS)、国連貿易開発会議(UNCTAD)、アフリカ女性地域団体

国際赤十字赤新月社連盟のステートメント(Anne Christensen): 今日の最大の課題の一つは、保健の全体的な進歩にもかかわらず、保健の不平等が増えていることである。特に注意を払わなければ

ならないのは、あまりにも頻繁に汚名と差別を受け、保健ケアへのアクセスを否定されている女性と子どもを含めた最も脆弱な人々である。この点で、コミュニティを基盤としたヴォランティアが、世界の各所で最も保健サービスの届かない人々に届くであろう。さらに、187の国際赤十字赤新月社連盟の加盟国は、保健の不平等のギャップを埋める活動をしており、同時に、プログラムの立案と提供に女性をかかわらせることによって、女性の知識、スキル、リーダーシップを築いている。「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」に対処する日本によるイニシアティブを歓迎し、この決議がコンセンサスで採択されることを希望する。ICRCは、より安全で、より健全で、より弾力性のある地域社会の利益のために、人道活動家と開発活動家との間の協働が強化され、改善されることも奨励する。効果的な協働は、保健、水、衛生、食糧の安全保障における持続可能な開発作業にジェンダーに配慮した危険の削減を主流化する際に、きわめて重要であり、最低の安全と弾力性の基準が達成されるべきものならば、この協働が、地方・国内・世界レベルで行われなければならない。

答弁権行使

イスラエル: シリア代表は、昨年 7,500 名以上の人々を殺害した政権を代表している。イスラエルへの攻撃は、あるメッセージを伝えるために家族全員を拘禁しているアサド政権から注意をそらすことを意図したものである。政府は、女性だけの抗議を行った人々にさえ慈悲の心を示していない。委員会がその作業を終了するのに後 1 週間しかないことを仮定すれば、各国代表団が取りかかっている仕事に対処するよう要請する。

3月5日(月)午後第13回会議

議事項目 3(継続)

一般討論

ハイティ、調査開発アフリカ女性協会、女性法律開発アジア太平洋フォーラム、アジア太平洋地域コーカス、国際カウンシル・オヴ・ウィミン、国際労働組合連合、NGO 調整委員会、Reso-femmes、ナイジェリア女性コンソーシアム、若い女性コーカス、欧州北米コーカス、女兒作業部会

アジア太平洋地域コーカスのステートメント(キャロル・ショー): 世界の女性の 60%が暮らすアジア太平洋地域コーカスを代表してステートメント

を行う。

アジア太平洋地域コーカスは、農山漁村の状況で暮らす女性の複雑性とダイナミズムを認め、農山漁村女性の問題に対処する戦略が、女性の経験的現実に基づいていなければならないことを認める。また、土地と資源を伝統的に世話してきた先住民女性女性の役割も認める。

リオ+20 首脳会合が近付いている今こそ、この地域のあらゆる年齢の女性の状況を見直し、再評価し、戦略を新たにし、強化する時である。女性は、気候変動と食糧の不安定、失業、財産権、貸付へのアクセス、原子力災害を含めた災害の枠組みの中で、巨大かつ複雑な課題に直面している。

この地域の農山漁村女性女性は、とりわけ、階級、カースト、人種、宗教、性的指向、ジェンダー不平等、民族性を通じた構造的抑圧に根差したジェンダー関連の不平等に継続して直面している。教育、栄養と保健サービス、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・サービス、意思決定への女性と女児のアクセス、情報とコミュニケーション、土地、水、漁業資源及びその他の生産財へのアクセスと管理における不平等と差別が、ディーセント・ワーク及び公的生活への完全参加のための女性の機会を妨げている。障害女性・高齢女性に対する差別は、この地域の大きな懸念である。あらゆるレベルの政治的意思決定への女性の包摂が緊急の課題である。

貧困は、農山漁村地域に集中している。農山漁村開発への世界的・国内的政策公約を実施するための資金の配分の乏しさと長期間放置されてきた農業セクターも、農山漁村女性の貧困緩和を妨げる要因である。農山漁村開発戦略は、農業部門の商業化、貿易自由化、食糧及びその他の農産物の商品化という点で、ネオ・リベラルなグローバル化の否定的影響を受けている。女性は、家族の基本的ニーズを提供するために無償労働を行って時間の重荷を課せられている。高齢農山漁村女性のニーズは無視され、対処されていないが、彼女たちがこの地域の貧しい農山漁村女性の大半である。

全ての地理的・人口学的領域に亘って、女性と女児に対する暴力が、継続して大きな懸念である。FGM、妖術殺人、魔女狩り、名誉殺人、酸の投げつけ、同性愛嫌悪攻撃、子ども結婚、人身取引、戦争の道具としてのレイプ、あらゆる形態の周縁化の報告が増えている。新しい、広がる形態の暴力が、ニュー・メディアと技術にアクセスできる人々の間に、サイバーによるいじめという状態であらわれている。

我々は、公的物資、法的・社会的保護、物理的・社会的インフラへの公共投資を含め、全ての女性の経済的・社会的・政治的エンパワーメントを確

保する特別措置を各国に要請する。

農山漁村開発への女性の重要な貢献及び法的枠組、国内・地方の開発政策、あらゆるレベルの投資戦略における女性の権利と優先事項を認めるよう各国に要請する。

ステートメント分析

ステートメント総数:	157
国グループ:	9
各国	122
国際団体	13
NGO	13
女性によるステートメント	115(73.2%)
男性によるステートメント	42(26.8%)
ステートメント内容(上位 20)	

1	農山漁村女性 ¹	101
2	女性のエンパワーメント	65
3	保健 ²	61
4	ジェンダー平等 ³	58
5	意思決定への参画	57
6	女性と女児に対する暴力 ⁴	56
7	貧困	49
8	教育・訓練	49
9	法の整備	38
10	食糧の安全保障	27
11	労働 ⁵	23
12	持続可能な開発	20
13	性差別	20
14	女子差別撤廃条約・CEDAW 委員会	16
15	制度的メカニズム	16
16	北京宣言と行動綱領	15
17	ミレニアム開発目標	14
18	国際協力(含 ODA)	12
19	UN Women	11
20	平和と安全保障 ⁶	10

¹ 優先テーマの農山漁村女性を取り上げたステートメントが多かったが中でも貸付等金融へのアクセス(42)、土地所有権・保有権(38)、起業(21)、雇用(21)等に関するステートメントが多かった。

² HIV とエイズに関するものが 10 あった。

³ ジェンダー平等達成のための男性・男児の役割に言及したステートメントが 8 あった。

⁴ 特に言及された暴力には、DV(14)、女性性器切除(9)、人身取引(9)が含まれる。

⁵ 女性の無償労働(10)、ディーセント・ワーク(8)、賃金格差(8)が言及された。

⁶ このうち安保理決議 1325 については 6 あった。

3月6日(火)午前第14回会議

議事項目 3(継続)

専門家パネル

テーマ: 新たな問題, 傾向及び女性の状況又は男女間の平等に影響を及ぼす問題への新たな取組: ジェンダー平等推進のために若い女性と男性, 女兒と男児をかかわらせる

司会: Mr. Filippo Cinti(イタリア)委員会副議長
パネリスト:

1. Ms. Edna Akullq ウガンダ自助財団創設者
2. Ms. Roberto Carcamo Tapia ジェンダー平等のための青少年組合会員
3. Mr. Shishir Chandra インド女性に対する暴力を止めるための男性行動会員
4. Ms. Rozaina Adam モルディヴ議員

意見交換対話参加国: 南アフリカ, イタリア, パキスタン, カメルーン, ロシア連邦, セネガル, ロシア連邦, イスラエル, スイス, パラグアイ, ドイツ, マレーシア, キューバ, ガンビア, フィンランド, デンマーク, カナダ, 米国, エルサルヴァドル, ニュージーランド, 日本, スーダン, ドミニカ共和国, エチオピア, タイ, ヨルダン, トルコ

意見交換対話参加 NGO: 世界ガール・ガイド・ガール・スカウト協会, 米国ガールスカウト(アメリカ大学女性協会, グレイル, ロレット・コミュニティ, パッションスト・インターナショナル(女兒作業部会)も代表), ヴァージニア・ギルダースリーヴ・インターナショナル, 女性開発 IFENDU, 世界青少年同盟, 日本弁護士連合会, 国際心理分析協会

3月6日(火)午後

合意結論非公式折衝

3月7日(水)午前

国際女性の日

テーマ: 農山漁村女性のエンパワーメン---飢餓と貧困をなくそう

開会: 潘基文国連事務総長

H.E. Marjon V. Kamara リベリア共和国代表部特命全権大使・第56回婦人の地位委員会議長

H.E. Mr. Mutlaq Al-Qahtani 国連総会議

長事務所官房長官(総会議長代理)

ビデオ・メッセージ: Ms. Michelle

Bachelet 事務次長・UN Women 事務局長

パネル討論

パネリスト

1. Ms. Mishkat Al Moumin 前イラク環境大臣・NGO 女性と環境創設者・代表
2. Ms. Ann Itto 南スーダン共和国元農林暫定省大臣・現スーダン解放運動副事務総長

3. Ms. Marina Fe Balmori Durano フィリピン, マニラ DAWN グローバル化政治経済調査コーディネーター

4. Ms. Mirian Masaquiza 国連先住民民族問題永久フォーラム事務局

5. Ms. Yelena Kudryavtseva UN Women 東欧中央アジア小地域事務所

司会: Ms. Femi Oke WNYC ラジオ国内同時配信ニュース・ショーThe Takeaway
国際キャスター・通信員

3月7日(水)午後第15回会議

議事項目 4: 女性の地位に関する通報

(非公開会議)

3月8日(木)午前第16回会議

議事項目 5: 経済社会理事会決議・決定のフォローアップ

議事項目 3(継続)

経済社会理事会決議・決定のフォローアップ

議長ステートメント: H.E.Ms. Marjon V.

Kamara(リベリア)

先住民民族問題永久フォーラム議長ステートメント(経済社会理事会決定 2011/266 に従って):
Myrmna Cunningham Kain

決定案の紹介

1. 女性性器切除をなくす(E/CN.6/2012/L.1)
主提案国: アフリカ諸国グループ

決議案の紹介

1. パレスチナ女性の状況と支援(E/CN.6/2012/L.2)

主提案国: G77/中国

共同提案国: パレスチナ

2. 後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放(E/CN.6/2012/L.3)

主提案国: アゼルバイジャン

共同提案国: ベラルーシ, グルジア, トルコ, アルメニア, トルコ

3. 自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント(E/CN.6/2012/L.4)

主提案国: 日本

共同提案国: フィリピン, タイ, トルコ, ヨルダン, スイス

4. 女性のエンパワーメントを通じた妊産婦死亡と罹病の根絶(E/CN.6/2012/L.5)

主提案国: 米国

共同提案国: オーストラリア, ベナン, グアテマラ, イスラエル, フィリピン, タイ, トルコ, アルメニア, ギニア, パナマ

5. 先住民族女性: 貧困と飢餓の根絶における重要な行為者(E/CN.6/2012/L.6)

主提案国: エルサルヴァドル

共同提案国: オーストラリア, アルゼンチン, ボリヴィア, エクアドル, グアテマラ, メキシコ, ニカラグア, チリ, デンマーク, ドミニカ共和国, フィンランド, ノルウェー, スウェーデン, ヴェネズエラ, パナマ

決定案の紹介

2. 女性・女兒・HIV とエイズ(E/CN.6/2012/L.7)

主提案国: 南部アフリカ開発共同体

共同提案国: カメルーン, ギニア, フィリピン, タイ

3月9日(金)午前第17回会議

議事項目 3(継続)

決定の採択

1. 女性性器切除をなくす(E/CN.6/2012/L.1)

---PBI なし

主提案国: アフリカ諸国グループ

共同提案国: アンドラ, オーストリア, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, ベルギー, ブラジル, ブルガリア, クロアチア, キプロス, チェコ共和国, デンマーク, フィンランド, グルジア, ギリシャ, ギニア, ハンガリー, アイスランド, アイルランド, イスラエル, イタリア, ジャマイカ, 日本, リベリア, リヒテンシュタイン, リトアニア, ル

クセンブルグ, マルタ, モナコ, モンテネグロ, オランダ, ニジェール, パナマ, ポーランド, ポルトガル, セルビア, スロヴァキア, スロヴェニア, スペイン, スウェーデン, スイス, トルコ, 英国, 米国

コンセンサスで決定案を採択。

決定内容:

婦人の地位委員会は、総会による採択のための以下の決定案の承認を経済社会理事会に勧める:

「女性性器切除をなくす

「総会は、2001年12月19日の決議56/126、2003年12月22日の決議58/156及び2005年12月16日の決議60/141、2007年3月9日の婦人の地位委員会決議51/2、2008年3月7日の決議52/2及び2010年3月12日の決議54/7並びに委員会の合意結論及びその他の全ての関連決議を想起し、事務総長報告書⁷及びそこに含まれている勧告に留意し、『女性の地位の向上』と題する議事項目の下で、第67回会期で、女性性器切除をなくす問題を検討することを決定する。」

決議の採択

1. パレスチナ女性の状況と支援(E/CN.6/2012/L.2)---PBI なし

主提案国: G77/中国

追加共同提案国: ブラジル, トルコ

イスラエルが票決を要求

票決前ステートメント: イタリア(欧州連合を代表), 米国

賛成 26 票, 反対 2 票, 棄権 10 票で決議を採択

票決後ステートメント: 日本(日本は棄権), アルジェリア(G77/中国)を代表

決議内容婦人の地位委員会は、以下の決議案の採択を経済社会理事会に勧める:

パレスチナ女性の状況と支援

経済社会理事会は、

事務総長報告書⁸を感謝と共に検討し、

女性の地位向上のためのナイロビ戦略⁹、特にパレスチナ女性と子どもに関するパラグラフ 260、第4回世界女性会議で採択された北京行動綱領¹⁰

⁷ E/CN.6/2012/8.

⁸ E/CN.6/2012/6.

⁹ 1985年7月15-26日、ナイロビ、国連婦人の10年の業績を見直し、評価するための世界会議: 平等・開発・平和報告書(国連出版物、販売番号E.85.IV.10)、第I章、セクションA。

¹⁰ 1995年9月4-15日、北京、第4回世界女性会議報告書(国連出

及び「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会の成果¹¹を想起し、

2011 年 7 月 26 日の決議 2011/18 及び武力紛争防止に関する 2003 年 7 月 3 日の総会決議 57/337 及び女性・平和・安全保障に関する 2000 年 10 月 31 日の安全保障理事会決議 1325(2000 年)を含めたその他の国連関連決議も想起し、

民間人の保護に関係しているので、女性に対する暴力撤廃宣言¹²をさらに想起し、

市民的・政治的権利国際規約、経済的・社会的・文化的権利国際規約¹³及び子どもの権利条約¹⁴を想起し、これら人権条約が、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地で尊重されなければならないことを再確認し、

継続中の違法なイスラエルの占領の厳しいインパクトとその表れの全てから生じる、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地のパレスチナ女性の重大な状況について深い懸念を表明し、

家屋の破壊、パレスチナ人の立ち退き、居住権の取り消し及び恣意的拘禁と投獄の継続、並びに高い貧困・失業率、食糧の不安定、不適切な水の供給、DV の発生、トラウマの発生の増加と心理的福利の低下を含めた保健・教育・生活水準の低下を含め、イスラエルの占領下で暮らすパレスチナ女性と女兒が直面している困難の増加について重大な懸念を表明し、恐ろしい人道危機及びパレスチナ被占領地、特にガザ地区の不安定について重大な懸念を表明し、

東エルサレムを含むパレスチナ被占領地のパレスチナ女性と女兒の恐ろしい経済的・社会的条件及び特に 2 国並立という解決策に基づく平和への大きな障害となり続けている定住地の建設と拡大及び壁に関係した退去と土地の差し押さえを含めた継続する違法なイスラエルの慣行の厳しいインパクトから生じる人権の組織的侵害、出生前ケアと安全な分娩のための保健サービスへの妊婦のアクセスを含めたヘルスケア、教育、雇用、開発、及び移動の自由への権利に悪影響を及ぼす閉鎖と人と品物の移動制限が継続して課されていること

を嘆かわしく思い、

イスラエルの軍事活動と国境検問所の長引く閉鎖と人と品物の移動の厳しい制限より成る閉鎖から生じるガザ地区の重大な社会経済的・人道的状況、並びにガザ地区の民間人、特に女性と子どもの生活のあらゆる側面に悪影響を及ぼす占領軍イスラエルによる再建プロセスの継続する妨害について特に懸念し、

パレスチナ女性とその家族が直面している恐ろしい社会経済的・人道的状況を緩和するために、援助、特に緊急援助を提供することの重要性を強調し、

この地域の全ての女性の安全と福利を確保する努力の一部として、紛争防止と紛争の平和的解決に関する平和構築と意思決定における女性の役割を高める重要性を強調し、平和と安全保障の達成、維持、推進のためのあらゆる努力への女性の平等な参画とかかわりの重要性を強調し、

1. イスラエルの占領が、地位の向上、自立、社会の開発への統合に関してパレスチナ女性にとって依然として大きな障害であることを再確認し、紛争防止と解決に関連する意思決定におけるその役割を高め、平和と安全保障の達成・維持・推進のための全ての努力へのその平等な参画とかかわりを確保する努力の重要性を強調する。

2. この点で、パレスチナ女性とその家族が直面している恐ろしい人道危機を緩和する努力において、必要とされる援助、特に緊急援助とサービスを緊急に提供し、全ての国際援助プログラムにジェンダーの視点を統合して、関連パレスチナ機関の再建を支援するよう国際社会に要請し、24 カ月以内に独立したパレスチナ国家の制度を建設するための 2009 年 8 月のパレスチナ暫定政府の計画の実施と世界銀行、国際通貨基金、国連を含めた国際機関によって確認されているように、遂げられたかなりの進歩を推奨する。

3. 占領軍であるイスラエルが、パレスチナ女性とその家族の権利を保護するために、世界人権宣言¹⁵、1907 年のハーグ第 4 条約付録の決議¹⁶、1949 年 8 月 12 日の戦時中の民間人の保護に関連するジ

出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 1、付録 II。

¹¹ 総会決議 S-23/2、付録及び決議 S-23/3、付録。

¹² 総会決議 48/104 を参照。

¹³ 総会決議 2200A(XXI)、付録を参照。

¹⁴ 国連、条約シリーズ、第 1577 巻、第 27531 号。

¹⁵ 総会決議 217A(III)。

¹⁶ 国際平和カーネギー・エンダウメント、ハーグ条約と 1899 年と 1907 年の宣言(ニューヨーク、オックスフォード大学プレス、1915 年)。

ユネーヴ条約¹⁷及び国際人権規約を含むその他全ての関連国際法の規則、原則、文書の規定と原則に完全に従うよう要求する。

4. パレスチナ女性と女兒の人権の推進と保護に継続して注意を払い、イスラエルの占領下で暮らすパレスチナ女性とその家族が直面している困難な条件を改善する措置を強化するよう国際社会に要請する。

5. 関連国連決議に従って、全ての難民と強制移動させられたパレスチナ女性と子どもの自分の家と財産への帰還を促進するようイスラエルに要請する。

6. 国連決議、イスラエル・パレスチナ紛争の永久的な2国並立解決策に向けたカルテットの行程表¹⁸、第14回アラブ諸国連盟の理事会によって採択されたアラブ和平イニシアティブ¹⁹に基づいて、正しい、永続的で包括的な和平解決の達成のための和平プロセス交渉を再開し、促進し、加速させる際に、両国を支援するカルテットを含めた維持される、積極的な国際的にかかわりの緊急の必要性を強調する。

7. 女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略³、特にパレスチナ女性と子どもに関するパラグラフ260、北京行動綱領⁴、「女性2000年：21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会成果⁵の実施に関して、監視を続け、行動を取るよう婦人の地位委員会に要請する。

8. パレスチナ女性の状況と支援に関する事務総長報告書に書かれているものを含め、あらゆる可能な手段により、パレスチナ女性の状況を継続して見直し、支援し、本決議の実施において遂げられた進歩に関して、西アジア経済委員会によって提供される情報を含めた報告書を第57回婦人の地位委員会に提出するよう事務総長に要請する。

2. 後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放 E/CN.6/2012/L.3
---PBI なし

主提案国: アゼルバイジャン

追加共同提案国: アルゼンチン, ブラジル, ギニア, インド

コンセンサスで決議を採択。

¹⁷ 国連, 条約シリーズ, 第75巻, 第973号。

¹⁸ S/2003/529, 付録。

¹⁹ A/56/1026-S/2002/932, 付録II, 決議14/221。

決議内容

婦人の地位委員会は、

国連憲章の目的、原則、規定に導かれ、

国際人権法、特に1949年8月12日のユネーヴ条約²⁰及び1977年のその追加議定書²¹の原則と規範、並びに関連する国際人権基準、特に世界人権宣言²²、経済的・社会的・文化的権利国際規約²³、市民的・政治的権利国際規約¹⁷、女子差別撤廃条約²⁴、子どもの権利条約²⁵、拷問及びその他の残酷かつ非人間的又は品位を落とす扱い又は懲罰に関する条約²⁶及び世界人権会議で1993年6月25日に採択されたウィーン宣言と行動計画²⁷にも導かれ、

2006年12月20日総会決議61/177の中で採択された強制失踪からの全ての人々の保護のための国際条約を相当に考慮に入れ、

後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質に取られた女性と子どもの釈放に関するその全ての決議並びに人質とりに関連する人権委員会のすべての決議及び2006年12月19日の総会決議61/172を想起し、

誰にも生命・自由・人間の安全保障への権利があり、人質とりは、国際社会にとって重大な懸念となる犯罪であることを認め、

民間人の保護に関連する国際人道法の文書にそれなりに含まれている関連規定を想起し、

北京宣言と行動綱領²⁸、並びに「女性2000年：21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会成果文書²⁹、女性と子どもに対する暴力に関連する規定を含めた、「子どもにふさわしい世界」と題する子ども特別総会の成果文書³⁰を再確認し、第49回婦人の地位委員会での北京宣言と行動綱領の10年後の見直しと評価及び北京宣言と行動綱領採択15周年記念に関する総会決定64/530を歓迎し、

²⁰ 国連, 条約シリーズ, 第75巻, 第970-973号。

²¹ 同上, 第1125巻, 第17512号及び17513号。

²² 総会決議217A(III)。

²³ 総会決議2200A(XXI), 付録を参照。

²⁴ 国連, 条約シリーズ, 第1249巻, 第20378号。

²⁵ 同上, 第1577巻, 第27531号。

²⁶ 同上, 第1465巻, 第24841号。

²⁷ A/CONF.157/24(第I部), 第三章。

²⁸ 1995年9月4-15日, 北京, 第4回世界女性会議報告書(国連出版物, 販売番号E.96.IV.13), 第I章, 決議1, 付録I及びII。

²⁹ 総会決議S-23/2, 付録, 及び決議S-23/3, 付録。

³⁰ 総会決議S-27/2, 付録。

武力紛争防止に関する 2003 年 7 月 3 日の総会決議 57/337 及び女性・平和・安全保障に関する 2000 年 10 月 31 日の安全保障理事会決議 1325 (2000 年), 2008 年 6 月 19 日の安保理決議 1820 (2008 年), 2009 年 9 月 30 日の安保理決議 1888 (2009 年), 2009 年 10 月 5 日の安保理決議 1889 (2009 年), 2010 年 12 月 16 日の安保理決議 1960 (2010 年)並びに子どもと武力紛争に関する 2000 年 8 月 11 日の安保理決議 1314(2000 年), 2001 年 11 月 20 日の安保理決議 1379(2001 年), 2003 年 1 月 30 日の安保理決議 1460(2003 年), 2004 年 4 月 22 日の安保理決議 1539(2004 年), 2005 年 7 月 26 日の安保理決議 1612(2005 年), 2009 年 8 月 4 日の安保理決議 1882(2009 年)及び 2011 年 7 月 12 日の安保理決議 1998(2011 年)を想起し,

世界の多くの地域での武力紛争の継続とそれらを引き起こす人間の苦しみと人道緊急事態に重大な懸念を表明し,

後日投獄された者を含め, 武力紛争中に人質に取られた女性と子どもは, 国際的であれ, 非国際的であれ, そのような紛争を終わらせようとする努力に否定的なインパクトを与え続け, そういった女性と子どもの家族の苦しみを引き起こす, 国際人道法と人権法を含めた国際法の重大な侵害の被害者であることに留意し, この点で, とりわけ人道的視点からこの問題に対処する必要性を強調し,

女性と子どもを人質にとることを含め, 民間人に対して行われる武力紛争地域でのあらゆる形態の暴力は, 特に 1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ条約に述べられているように, 国際人道法を重大に侵害するものであることを強調し,

武力紛争の当事国である国家には, 武力紛争において女性と子どもを人質にとらないようにし, 全ての武力紛争当事国は人質とりを控えなければならないことを念頭に置いて, 女性と子どもを保護するために, 関連メカニズム, 政策, 法律の実施に関して説明責任を確保する責任があることを認識し,

国際社会の努力にもかかわらず, 様々な形の人質とりの行為, 特にテロリストや武装集団が行う行為が, 起こり続けており, 世界の多くの地域で増加させしていることを懸念し,

人質とりには, 国際人道法に従い, 国際人権基

準に従って, このような忌まわしい慣行をなくすために, 国際社会の側での断固とした, 堅固な, 一致した努力が必要であることを認め,

武力紛争地域で人質にとられた女性と子どもの速やかで無条件の釈放が, 北京宣言と行動綱領並びに女性と子どもに対する暴力に関する規定を含め, 第 23 回特別総会の成果と「子どもにふさわしい世界」と題する子ども特別総会の成果文書に書かれている崇高な目標の実施を推進するという強い信念を表明し,

1. どこで誰が行おうと, 人質を取ることは, 人権の破壊を目的とする違法行為であり, いかなる状況にあっても正当化できないことを再確認する。

2. 武力紛争の状況で, 国際人道法に違反して, 民間人に対してそれなりに行われた全ての暴力行為を非難し, そのような行為への効果的対応, 特にこの分野での国際協力を強化することを含め, 後日投獄された者を含め, 武力紛争中に人質にとられた女性と子どもの即時釈放を要請する。

3. 人質とりの結果, 特に拷問及びその他の残酷かつ非人間的又は品位を落とす扱い又は懲罰, 殺害, レイプ, 奴隷化, 女性と子どもの人身取引をも非難する。

4. 後日投獄された者を含め, 武力紛争中に人質にとられた女性と子どものアイデンティティ, 運命, 所在を決定するに必要な全ての措置を速やかにとり, その運命と所在について有する全ての関連情報を, 適切なチャンネルを通してできる限り家族に提供するように, 武力紛争の当事国である国家に要請する。

5. この点で, 全ての適切な法的・実地的措置と調整メカニズムを含め, 包括的取組を用いるよう国家に勧める。

6. 国際・国内法的規範と基準に従って, 後日投獄された者を含め, 武力紛争中に人質にとられた女性と子どもに関する情報の収集・保護・管理の必要性を認め, 全ての関連する適切な情報を提供することにより, お互いこの領域で活動している適切な行為者と協力するよう各国に要請する。

7. 国際人道法を完全に尊重し, 人質とりの行為を防止し, これと闘う措置を含め, それなりに民間人の保護のためのあらゆる必要な措置をとるよう, 武力紛争の全ての当事国に強く要請する。

8. 人道法に従って、そういった女性と子どものための人道支援への安全で妨げられないアクセスを提供するよう武力紛争の全ての当事国に要請する。

9. 後日投獄された者を含め、人質にとられた女性と子どもの運命と所在を確立する際に、国際赤十字委員会と完全に協力するようにも、武力紛争の全ての当事国に要請する。

10. 刑事責任免除をなくす必要性と、国際法に従って、人質をとることを含めた戦争犯罪に対して責任を有する者を訴追し、裁判にかける全ての国家の責任を強調する。

11. 透明性、説明責任、公的関与と参画に基づいて、全ての司法・法の支配メカニズムに関連して、和平プロセスの一部としても、後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質にとられた女性と子どもの釈放の問題に対処する必要性も強調する。

12. 発表を促進する際に、関連国際団体によって検証できる、人質に関する性別・年齢別のデータの改善された分析と普及を含め、客観的で、責任のある、公平な情報の重要性を強調し、この点で、そういった団体の支援を要請する。

13. 本決議の状況で、既存の資金内で、関連資料、特に安全保障理事会決議 1325(2000年)に関連する資料のできるだけ広い普及を確保するよう事務総長に要請する。

14. 権限を利用して、後日投獄された者を含め、人質にとられた民間の女性と子どもの即時釈放を促進する努力を払うよう、事務総長と全ての関連国際団体に要請する。

15. 後日投獄された者を含め、武力紛争中に人質にとられた女性と子供の問題及びその結果に継続して対処するよう、それぞれのマンデート内で特別報告者並びに子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表及び性暴力と紛争に関する事務総長特別代表に勧める。

16. 各国と関連国際団体によって提供される情報を考慮に入れて、関連する実際的な勧告を含め、本決議の実施に関する報告書を第 58 回婦人の地位委員会に提出するよう事務総長に要請する。

17. 第 58 回婦人の地位委員会で、この問題を検討することを決定する。

3. 女性のエンパワーメントを通じた妊産婦死亡と罹病の根絶(E/CN.6/2012/L.5)---PBI なし

主提案国: 米国

追加共同提案国: カナダ, コロンビア, デンマーク, フィンランド, ホンデュラス, アイスランド, **日本**, リヒテンシュタイン, マラウイ, ルワンダ, スイス, ウルグアイ, アンドラ, オーストリア, ベルギー, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, ブルガリア, クロアチア, キプロス, チェコ共和国, エストニア, フランス, グルジア, ドイツ, ギリシャ, ハイティ, ハンガリー, イタリア, ラトヴィア, リトアニア, ルクセンブルグ, マダガスカル, モンテネグロ, オランダ, ニュージーランド, ノルウェー, ポルトガル, 韓国, ルーマニア, セルビア, スロヴァキア, スロヴェニア, スペイン, スウェーデン, 英国

ステートメント: ヨルダン, キューバ, モーリタニア(アラブ諸国を代表), イラン・イスラム共和国, ロシア連邦, マルタ, マリ, ポーランド, ホーリーシー

口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択

決議内容

婦人の地位委員会は、

北京宣言と行動綱領³¹、1994年に採択された国際人口開発会議行動計画(「カイロ行動計画」)³²、1995年に採択された社会開発世界首脳会合の社会開発コペンハーゲン宣言と行動計画³³、国連ミレニアム宣言³⁴に含まれているものを含めた妊産婦・新生児・子ども死亡率の削減とリプロダクティブ・ヘルスへの普遍的アクセスに関する見直し会議の成果と公約及び2005年世界首脳会合成果³⁵の完全実施への強力な公約を再確認し、2010年3月12日の決議 54/5を再確認し、その他の関連国連決議、特に2009年6月17日の人権理事会決議 11/8³⁶、2010年9月30日の人権理事会決議 15/17³⁷及び2011年9月28日の人権理事会決議 18/2³⁸を想起し、

ミレニアム開発目標、特に1990年から2015年

³¹ 1995年9月4-15日、北京、第4回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第I章、決議1、付録I及びII。

³² 1994年9月5-13日、カイロ、国際人口開発会議報告書(国連出版物、販売番号 E.95.XIII.18)、第I章、決議1、付録。

³³ 1995年3月6-12日、コペンハーゲン、社会開発世界首脳会合報告書(国連出版物、E.96.IV.8)、第I章、決議1、付録I及びII。

³⁴ 総会決議 55/2を参照。

³⁵ 総会決議 60/1参照。

³⁶ 第64回総会公式記録、補遺第53号(A/64/53)、第III章、セクションAを参照。

³⁷ 同上、第65回総会、補遺第53A(A/65/53/Add.1)、第II章。

³⁸ 同上、第66回総会、補遺53A(A/66/53/Add.1及びCorr.1)、第II章。

までに妊産婦死亡率を4分の3減少させ、2015年までにリプロダクティブ・ヘルスへの普遍的アクセスを達成するというターゲットを含む妊産婦保健の改善に関するミレニアム開発目標5、子ども死亡率の減少に関するミレニアム開発目標4、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進に関するミレニアム開発目標3、HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病との闘いに関するミレニアム開発目標6を含めた国際的に合意された開発目標も再確認し、全てのミレニアム開発目標の中で、ミレニアム開発目標5が最も達成が難しいという懸念に留意し、

世界人権宣言³⁹と市民的・政治的権利国際規約⁴⁰、経済的・社会的・文化的権利国際規約³⁴、女子差別撤廃条約⁴¹、子どもの権利条約⁴²、障害者権利条約⁴³、人種差別撤廃国際条約⁴⁴及び移動労働者とその家族の保護に関する国際条約⁴⁵の締約国の責務を想起し、

2010年9月22日の第65回総会でのミレニアム開発目標に関する高官本会議⁴⁶、2011年6月10日のHIVとエイズに関する政治宣言⁴⁷及び2011年9月19日の非伝染性疾患の予防と管理に関する総会高官会合の政治宣言⁴⁸を含めた関連高官会合や会議の成果も想起し、

受容できないほどに高い妊産婦死亡・罹病率を低下させるさらなる努力を刺激するために、国内・地域・国際レベルで、継続して意識を向上させる必要性を認め、

予防できる妊産婦死亡と罹病を根絶し、保健関連のミレニアム開発目標の達成の監視に関する年次世界保健機関のアジェンダの下での作業において、基金、計画、機関を含めた国連システムの役割、特に世界保健機関、国連人口基金、国連児童基金、世界銀行及び国連合同エイズ計画の指導的役割も認め、特に国連の活動にジェンダー平等の視点を主流化することを通してジェンダー平等、女性のエンパワーメント、開発、人権及び平和を推進するジェンダー平等と女性のエンパワーメン

トのための国連機関及びその他の国連機関の継続中の努力を歓迎し、

2008年9月25日に国連本部で開催されたミレニアム開発目標に関する高官行事及び2009年9月23日に開催されたこれに相当するフォローアップ高官行事で発表されたものを含め、保健関連のミレニアム開発目標に関する進歩を促進するための世界保健の多面的決定要因と公約及びイニシアティブに対処することを目的とした地方・国内・地域・世界レベルでの多様な関係者間の継続中のパートナーシップを歓迎し、

ほとんど全ての地域での予防できる妊産婦死亡の低下を認めるが、サハラ以南アフリカが、妊産婦死亡の世界平均の2倍を超える率を経験している状態で、国と国との間及び国の中で大きな格差があること、非正規の都会居住地を含め、農山漁村地域と教育程度の低いコミュニティで妊産婦死亡率が最も高いことに留意し、

35万人以上の女性と思春期の少女が、未だ妊娠と出産に関連する大部分は予防できる併発症で毎年亡くなっており、思春期の少女が、併発症と死亡のより高い危険に直面しており、世界の妊産婦死亡率の年間平均率の低下が、未だにミレニアム開発目標5の第一のターゲットを達成するために必要な5.5%という数字に達していないことに深い懸念を表明し、

世界保健機関が報告しているように、妊産婦死亡の原因には、大出血(大量出血)、感染、妊娠中の高血圧(子癇)、危険な中絶、分娩停止及びその他の直接的原因、並びにマラリア、栄養失調、貧血症、慢性的な非伝染性疾患及びHIV/エイズを含む間接的原因が含まれることに留意し、

思春期の少女を含め、世界で毎年約1,500万から2,000万人の出産年齢の女性が、早期妊娠、早期出産、子宮脱、産科瘻孔、ストレスによる失禁、高血圧症、痔、会陰悪露、尿道感染、重度貧血のようなその他の危険度の高い条件の結果を含めた妊娠と出産に関連したしばしば予防できる妊産婦罹病、障害、傷害、病気にかかっており、こういった条件の結果として、女性がその福利に悪影響を及ぼす重大な身体的・経済的・心理的・社会的結果に苦しんでいることに懸念を表明し、

予防できる妊産婦死亡と罹病をなくそうとする努力を制約し、受容し難いほどに高い世界的率を助長することにもなるその根本原因には、特に貧

³⁹ 総会決議 217A(III)を参照。

⁴⁰ 総会決議 2200A(XXI)、付録。

⁴¹ 国連、条約シリーズ、第1249巻、第20378号。

⁴² 国連、条約シリーズ、第1577巻、第27531号。

⁴³ 総会決議 61/106、付録I。

⁴⁴ 国連、条約シリーズ、第660巻、第9464号。

⁴⁵ 国連、条約シリーズ、第2220巻、第39481号。

⁴⁶ 総会決議 65/10。

⁴⁷ 総会決議 65/277を参照。

⁴⁸ 総会決議 66/2を参照。

困、非識字、経済的機会の欠如、急激な人口増加に関連する課題、栄養不良、教育への障害、女性と女兒に対する差別、女性性器切除/カッティングと早期・強制結婚を含めた有害な伝統的慣行並びにジェンダーに基づく暴力、意思決定への参画の欠如、乏しい保健インフラ、保健職員のための訓練の不適切さ、教育・栄養・基本的ヘルスケアへの不適切な投資を含む開発・人権・保健に関連した様々な相互に関連する底辺にある要因が含まれる。

妊産婦死亡と罹病のほとんどの事例は、予防できるものであり、予防できる妊産婦死亡と罹病は、女性と女兒の人権、特に生命、等しい尊厳、教育、情報を求め、受け、分かち合う自由、科学的進歩の利益の享有、差別を受けない自由、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスを含めた到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への権利の効果的推進と保護も必要であることも認め、

予防できる妊産婦死亡と罹病の根絶への人権に基づく取組は、特に説明責任、参画、透明性、エンパワーメント、持続可能性、非差別、国際協力の原則によって支えられていることに留意し、

妊娠を避けたい又は妊娠の間隔を空けたい 2 億 1,500 万人以上の女性が、最近の利用の増加にもかかわらず、効果的な避妊法を利用していないことに懸念を表明し、安全で効果的で料金が手ごろな近代的避妊法で家族計画を行うという満たされていないニーズに応えることは、毎年 10 万近くの妊産婦死亡を回避するであろうことに留意し、

早期結婚が、早期妊娠と早期出産につながり、妊産婦死亡と罹病につながる妊娠中の併発症と分娩のより高い危険度を示しており、障害、死産、妊産婦死亡の危険を高め、若い既婚の少女を DV 並びに HIV と性感染症のより高い危険にさらし、教育を修了し、包括的知識を得、地域社会に参画したり、雇用されるスキルを身につけたりする機会を減らしていることを深く懸念し、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスを含めた到達できる最高の水準の健康への限られたアクセスが、重度の産科瘻孔及び妊産婦死亡のみならず妊産婦罹病を引き起こすことを、懸念を抱いて認め、

HIV 感染が、妊産婦死亡と罹病の危険を高め、従って、HIV 蔓延率の高い国々では、エイズ関連の併発症が妊産婦死亡の主要な原因の一つであり、HIV に感染している妊婦の約半数は、抗レトロウイルス療法を含めた重要なサービス、特に家族

計画、避妊法へのアクセス、HIV 予防を含めたセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスケア・サービスへのアクセスがないことに深い懸念を表明し、

妊産婦・子ども保健は、特に、出生前の栄養不良と出生時の低体重が、大人になってからの肥満、高血圧、心臓病、糖尿病を生むことを仮定すれば、非伝染性疾患の危険と解き難く結びついており、危険要因に関連しており、妊産婦肥満と妊娠糖尿病のような条件も、非伝染性疾患にかかる高い危険と関連していることに懸念と共に留意し、

子宮頸癌が、多くは出産年齢の約 25 万人の女性を毎年死に至らしめ、大多数の死亡と苦しみは、非常に効果の高い、低コストの検査と治療の取組とヒト乳頭腫ウイルスのワクチン接種を通して回避できることを認め、

妊産婦死亡と罹病を防止できないことは、生活のあらゆる側面で女性と女兒のエンパワーメント、その人権の完全享受、その可能性を完全に実現する能力に対する最も重要な障害であることも認め、

武力紛争と紛争後の状況では、女性のリプロダクティブ・ヘルスが特別な危険にさらされており、性暴力とレイプがしばしば例外的に高い率の妊産婦死亡と罹病を助長していることを認め、

保健サービスが、危機と紛争の悪影響を受け、強制移動させられた農山漁村と都会双方の母集団の福利を保護し、高め、家族計画と暴力及び女性性器切除/カッティングを含めその他の有害な慣行の被害者である女性にケアを提供することにより、妊産婦死亡と罹病を減らし、予防するために必要とされていることに留意し、

生涯に亘る保健成果を改善する際に、教育と保健識字の役割を強調し、特に中等教育における女兒の高い落ちこぼれ率に懸念を表明し、

あらゆるレベルの教育、並びに女兒と男児の発達する能力に沿った完全で正確な情報に基づき、適切な方向とガイダンスを伴った性教育への女性と女兒の権利を確保する必要性を認め、

予防できる妊産婦死亡と罹病を根絶する際に、女性と男性の平等な参画における重要な要素としての公的生活と政治的生活並びにこの点で政策と戦略を決定するときの意思決定への女性と男性の平等な参画への公約を再確認し、

ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び予防できる妊産婦死亡と罹病の根絶は、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスとリプロダクティブ・ライツを含めた到達できる最高の水準の身体的・精神的健康を享受する女性の権利の推進と保護なくしては達成できないことも再確認し、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス情報とヘルス・サービスへのアクセスの拡大が、北京行動綱領、カイロ行動計画、ミレニアム開発目標を達成する基本であり、ジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び女性によるあらゆる人権の完全享受にとって極めて重要であることを再確認し、

プライマリー・ヘルスケアの取組と、証明され、よく知られた証拠に基づく介入を通じた女性と子どものためのヘルス・サービスへのアクセスを改善し、家族計画・出生前ケア、熟練した出産介添え、緊急産科ケア、貧困及びサービスの乏しい農山漁村地域で暮らす女性のための出産後ケアを含めた切れ目のないサービスを通じた妊産婦・新生児・子ども死亡と罹病を削減するというさらなる調整と公約の必要性を認め、

早期妊娠と早期出産の否定的保健効果に留意し、通学の年月が1年増えるごとに、女兒が第一子を生む年齢が約6カ月から10カ月遅れ、通学の年月1年毎に、18歳未満の女兒が子どもを持つ率が14%減り23%になるという証拠を含め、学校出席の年月と出産を遅らせることとの間の関連性に照らして、女兒の学校出席の直接的な保健上の利益を認め、

2015年までにリプロダクティブ・ヘルスへの普遍的アクセスを提供するという公約及び国内戦略とプログラムに家族計画、セクシュアル・ヘルス及びヘルスケア・サービスを統合し、全ての女性と男性、若い人々が、安全で効果的で料金が手ごろで受容できる近代的な避妊法を含め、できるだけ幅広い家族計画選択肢についての情報、アクセス、選択ができることを保障する必要性を強調し、

基本的インフラと人的資源と技術的資源を改善することにより、公正な保健成果を提供する料金が手ごろで、持続可能な保健制度を強化する重要性も強調し、

妊産婦、新生児、子ども保健及び保健のための不適切な資金を改善する際の進歩の遅い速度について懸念を表明し、加盟国間、加盟国内の継続する不平等、妊産婦・新生児・子ども保健が持続

可能な社会経済的開発に与えるインパクトの評価の欠如及びジェンダー不平等に対処する継続する必要性に留意し、

アクセス、包括性、質の点で女性の保健ニーズによりよく対応する保健制度を強化することの重要性を強調し、ヘルスケア・サービスへの不平等な限られたアクセスを含め、ヘルスケアにおけるジェンダー不平等の根本原因を対象とする包括的戦略を通して、女性の保健に対処する必要性を強調し、

ミレニアム開発目標5に向けた促進された進歩で、あまり遠くない未来に、予防できる妊産婦死亡が根絶される世界を予想することは可能となることも強調し、

1. あらゆるレベルで妊産婦死亡と罹病の根強い、受容できない高い世界的率の根絶に強くコミットするよう加盟国と国際社会に要請する。

2. 妊産婦死亡と罹病を削減するために緊急に必要な政治的意思、資金の増額、公約、国際協力及び技術支援を生みだすよう、国際・地域・国内・地方レベルの政府当局及びその他の指導者に要請する。

3. 北京行動綱領⁴⁹、国際人口開発会議行動計画(「カイロ行動計画」)及びセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス及びリプロダクティブ・ライツに関連する公約を含めたそれらの見直し会議の成果及びこの状況での全ての人権の推進と保護を完全かつ効果的に実施し、北京行動綱領及びカイロ行動計画で合意されているように、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスケア・サービスへのアクセスと情報を含めた女性と女兒のための包括的なヘルスケア・サービスを強化することにより、予防できる妊産婦死亡と罹病を根絶する努力を最大限にするよう加盟国に要請する。

4. 様々な形態の差別のインパクトを念頭に置いて、受容できないほどに高く、根強い妊産婦死亡と罹病の世界的率を助長するジェンダー不平等、貧困、出産中を含めた女性と女兒による全ての人権の完全享受の侵害、否定的態度、ジェンダー・ステレオタイプ、女性性器切除/カッティングのような有害な伝統的慣行によって引き起こされるものを含めた女性と女兒に対する差別に対処し、全ての女性に到達できる最高の水準の健康へのアク

⁴⁹ 1995年9月4-15日、北京、第4回成果女性会議報告書(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第1章、決議1、付録II。

セスを保障し、ヘルスケアに関して、地方・国内・国際レベルの意思決定への女性の完全参画を保障するようにも加盟国に要請する。

5. ヘルスケアにおけるジェンダー不平等を対象とする包括的戦略を開発し、プライマリー・ヘルスケアと基本的栄養を含めた料金が手ごろで適切なヘルス・サービスへの女性の公正なアクセスを保障する政策を実践するよう加盟国を奨励する。

6. 効果的で、多部門的で、統合された取組を土台とし、貧困、栄養不良、早期結婚のような有害な慣行、教育への障害、アクセスできる適切なヘルスケア・サービス、情報、教育の欠如、ジェンダー不平等のような妊産婦死亡と罹病の相互に関連する根本原因に対処するためにあらゆるレベルで行動を起こし、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の根絶と女性と女兒のあらゆる人権の完全享受の推進に特別な注意を払うよう各国に要請する。

7. 特にジェンダー平等、女性のエンパワーメント及び貧困根絶を達成するために、男性・男児との平等に基づいて、質の高い教育への女性と女兒の権利を確保し、彼らが初等教育のあらゆる課程を競うことを保障し、職業教育と技術訓練のみならず、中等・高等レベルを含め、あらゆるレベルの女兒と女性の教育を改善し、拡大する努力を新たにすよう加盟国に要請する。

8. 若い人々が、自分のセクシュアリティに前向きに責任を持って対処する準備を手助けし、結婚、出産、性感染症と HIV、妊娠と出産の併発症、特に早期妊娠と早期出産に関連する高い危険、並びに家族計画サービスを含めた質の高い、包括的な、統合された、アクセスできる、若者に優しい、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスケア・サービスへの思春期の若者のリファラールとアクセスを改善する必要性のような問題をうまく切り抜けるために、年齢にふさわしい、証拠に基づく、包括的な性教育の必要性を強調する。

9. 家庭と子育てにおける母になること、母であること、両親の役割の社会的重要性、子育てには、両親、女性、男性、社会全体の責任の共有が必要であることを認める。

10. 早期妊娠、早期出産、熟練した出産介助、緊急産科ケア、中絶から生じる併発症の管理の領域を含めた質の高い包括的で統合されアクセスで

きるセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスケア・サービスへの限られたアクセスが、産科瘻孔の広がりを含めた高い率の妊産婦死亡と罹病を引き起こし、さらに、特に若い女性と少女の死亡にしばしばつながる妊娠と出産中の併発症を伴うことを深い懸念を抱いて強調する。

11. サービスを統合し、可能ならば HIV 関連のサービスと情報の並行システムをなくすことにより、アドヴォカシー、HIV とプライマリー・ヘルスケア、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス、妊産婦・子ども保健、全体的な保健制度の間の政策とプログラムの関連性を強化するよう加盟国と国際社会に要請する。

12. 2015 年までに母子感染の根絶に向けて活動し、エイズ関連の妊産婦死亡をかなり削減することへの公約を歓迎し、出産年齢の女性と女兒に HIV 予防サービスへのアクセスがあり、妊婦に出産前ケア、情報、HIV カウンセリング及びその他の HIV 関連のサービスへのアクセスがあることを保障し、HIV 感染女性とその幼児の効果的な予防と治療の利用可能性とアクセスを高めるよう加盟国に要請し、この点で、2015 年までに子どもの新規感染の根絶に向けた世界計画と「母親を生かし続ける」の貢献を歓迎する。

13. サハラ以南アフリカ諸国のマラリア蔓延率の高い地域で厳しいマラリア感染の危険にさらされている全ての妊産婦のための断続的予防的治療のための世界保健機関の勧告を実施する手段をとるよう加盟国と国連システムに要請し、妊産婦のようなマラリアに対して最も脆弱な人々を含め、家族全員による殺虫蚊帳の使用を高める努力を支援するよう加盟国を強く奨励する。

14. 必要ならば、国連システムと国際社会の助けを得て、保健資金調達、訓練、保健労働力の引きとめ、適切な出生前・出産後ケアの確保に関する知識と意識の向上、薬剤・ワクチン・物資・設備の調達と配布、インフラ・情報システム・サービス提供・リーダーシップとガバナンスにおける政治的意思を通して、ジェンダー主流化の必要性を念頭に置いて、妊産婦死亡と罹病を削減するために、女性と女兒のために保健制度を強化するよう加盟国に要請する。

15. 国連人権高等弁務官事務所によって準備された予防できる妊産婦死亡と罹病と人権に関するテーマ別調査と予防できる妊産婦死亡と罹病根絶

への人権に基づく取組⁵⁰を例証する、これに続く好事例と効果的事例集の関連する結果と勧告を検討するよう、すべての関係者に要請する。

16. 必要に応じ、強化された持続可能な財源と人的資源を含め、ミレニアム開発目標 5 の達成に向けた進歩を促進する措置を強化するよう加盟国に要請する。

17. 程度の高い政治的公約を伴った強い保健・部門間努力の必要性を認め、家族計画サービス、出生前ケア、出生後ケア、熟練した出産介添え、緊急産科・新生児ケア、HIV のような性感染症を予防し、治療する方法の提供を通して、アクセスでき、料金が手ごろで、統合されたヘルスケア・サービスを提供し、地域社会を基盤とした予防・臨床ケアを含む強化された保健制度内で、包括的にリプロダクティブ、妊産婦、新生児、子ども保健に対処することにより、ミレニアム開発目標 4 と 5 を達成するために、進歩を促進するよう加盟国に要請し、切れ目のない妊産婦・子ども保健を改善する状況で、予防できる妊産婦死亡のさらなる削減を達成する能力を強化するために、他の機関や部門を関与させるその支配力・指導力を用いるよう加盟国に要請する。

18. 妊娠中・授乳中を含め、貧しい家庭の栄養を改善する国内計画を支援して、国際団体及びその他の関係者と積極的にかかわるよう加盟国に要請し、「栄養規模拡大」の枠組みと道程表の実施を検討するよう、加盟国、特に妊産婦・子ども栄養不良の重荷を抱える国々に要請する。

19. 男性・男児の重要な役割及び妊産婦死亡と罹病を削減し、女性と女兒の保健を推進するための女性と男性との間の責任の共有の必要性を強調し、早期・強制結婚の慣行を廃止し、妊娠と出産のための安全な条件への女性のアクセスを支援し、家族計画に貢献し、性感染症を予防し、妊娠中と授乳中を含め家庭内での女性と女兒のための適切な栄養を確保し、女性性器切除/カッピングと早期・強制結婚のような有害な慣行を含め、女性と女兒に対する暴力をなくす際に、男性の重要な役割を支援するプログラムを開発優先事項に含めるよう、加盟国、国連、市民社会に要請する。

20. 効果的な保健介入と保健制度強化、特に結婚に自由に同意する権利、子どもの数と生む間隔を自由に責任を持って決定する権利及びりする

ための情報と手段を得る権利を含めた女性と女兒による全ての人権の完全享受の推進と保護、及び女性と女兒のエンパワーメントを通して、予防できる妊産婦死亡と罹病を根絶する努力を強化し、人道状況、緊急事態状況、危機状況のような領域で、既存の公約を尊重し、新たな公約を検討し、妊産婦死亡と罹病の減少に関する大いに促進された進歩に対する企画と説明責任を強化するために調整することにより、その開発パートナーシップと協力取り決めにおいて、妊産婦死亡と罹病イニシアティブにあたらたな重点を置くようドナー国を含めた加盟国と国際社会を奨励する。

21. 先住民族・農山漁村女性と女兒を含めた女性と女兒、貧困の中で暮らしている女性と女兒、障害を持つ女性と女兒を、その移動の状態にかかわらず、ジェンダーに基づく暴力と早期・強制結婚から保護し、暴力を防止し、加害者を捜査し、罰する国内・国際法の下での責務を完全に実施し、被害者に、適切で質の高い包括的で統合され、アクセスできるヘルスケア・サービスとカウンセリング及び初等・中等教育へのアクセスを提供し、特に妊産婦死亡と罹病を削減するために、戦略として用いられる場合を含め、レイプ及びその他の性暴力の被害者への人道的・法的支援を規模拡大する措置をとるよう、加盟国と国際社会を奨励する。

22. 国内計画と戦略を支持するパートナーの幅広い連合によって行われている女性と子供のための事務総長世界戦略⁵¹を推進することを公約している加盟国に、適宜、強インパクト介入の優先パッケージを規模拡大し、保健・教育・ジェンダー平等・水と衛生・貧困削減・栄養のような領域での努力を統合することにより、適宜、直接的な懸念の問題として、妊産婦・新生児・5歳未満の死亡数をかなり削減するというその公約を実施するよう要請し、まだこれを行っていない国々に、そのような公約をすることを検討するよう奨励する。

23. リプロダクティブ・ヘルス、妊産婦・子ども保健に関する情報を強化し、女性と子供の保健のための資金を追跡し、監督と透明性を強化するために、女性・子供保健情報説明責任委員会の勧告の実施を検討するよう加盟国を奨励する。

24. 予防できる妊産婦死亡と罹病を根絶するために、社会的・構造的・マクロ経済的問題に対処する包括的でジェンダーに配慮した貧困根絶戦略

⁵⁰ A/HRC/14/39。

⁵¹ www.everywomaneverychild から利用可能。

を策定し実施するよう加盟国に要請する。

25. 女性と女兒が、ジェンダーに基づく暴力、特に彼女たちを HIV/エイズのような重大な感染とヘルスケアがないと命にかかわる流産及びその他の保健問題を生じさせるかも知れない妊娠の危険にさらす特にレイプ及びその他の形態の性的虐待の危険にさらす武力紛争、紛争後の国々、自然災害の状況での妊産婦死亡の高い率に懸念と共に留意する。

26. 妊産婦保健のための既存の資金の効果的利用を最大限にし、貧困を削減し、大量出血、分娩停止、産科瘻孔、感染及びリプロダクティブ癌の予防と治療を含め、予防できる妊産婦死亡と罹病を根絶する、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス、教育、開発計画に向けて予算の配分を増額し、中絶から生じる併発症の管理を改善し、女性と女兒のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスを含めた保健を推進するよう、加盟国、特に妊産婦死亡と罹病の率が一貫して高い国々を奨励する。

27. 予防できる妊産婦死亡と罹病を根絶するために、パートナーシップと国際協力を強化するよう、加盟国、国際社会、女性団体と青少年団体を含めた市民社会、民間セクター及びその他の関連行為者に要請する。

28. 性別・年齢別・障害別・社会経済的地位別・地理的場所別・妊産婦死亡と罹病を助長するその他の要因別データ、及び保健サービスを受けた女性からのフィードバックの適切な方法を提供するのみならず、ミレニアム開発目標 5 の達成に向けた進歩を時宜にかなって監視するに必要なその他のカテゴリーに関するデータの収集を強化し、目標 5 とそのターゲットの達成に向けた進歩をよりよく監視するためのそのようなデータを国連システムと分かち合うよう加盟国を奨励する。

29. 国際社会と市民社会と協力して、妊娠・出生・死亡を登録する制度を改善し、適宜モバイル技術の利用を通して、国内・地方レベルで妊産婦死亡と罹病の重荷とその原因に関するデータの収集・分析・普及のための改善された公共保健インフラを支援するよう、加盟国に要請する。

30. ミレニアム開発目標指標、特にミレニアム開発目標 5 の指標に関する国連によって行われた作業に感謝と共に留意し、この点で、国連ウェブサイトを含めた目標達成に向けた進歩に関する知

識ベースを継続して拡大するよう、事務総長に要請する。

31. ジェンダー平等、女性と女兒のエンパワメント、その全ての人権の保護、予防できる妊産婦死亡と罹病の根絶のための国連システム全体を通じたプログラム、イニシャティヴ、活動の間の関連性を強化する行動に関して、関連国連決議を考慮に入れて、加盟国、国際団体、その他の全ての関連関係者と相談して、第 58 回婦人の地位委員会に報告書を提出するよう事務総長に要請する。

4. 先住民族女性：貧困と飢餓の根絶における重要な行為者(E/CN.6/2012/L.6)---PBI なし

主提案国：エルサルヴァドル

追加共同提案国：オーストリア、ブラジル、キューバ、ホンデュラス、スペイン、ウルグアイ、コスタリカ、コンゴ民主共和国、エストニア、ドイツ、ギニア、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、リトアニア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、ニュージーランド、ルーマニア、スロヴェニア

コンセンサスで決議を採択

ステートメント：米国、イラン・イスラム共和国、スペイン、アルジェリア(G77/中国を代表)、パレスチナ

決議内容

婦人の地位委員会は、

北京宣言と行動綱領⁵²、第 23 回特別総会成果⁵³及び第 4 回世界女性会議の 10 周年、15 周年にあたって委員会によって採択された宣言⁵⁴を再確認し、

女子差別撤廃条約⁵⁵及びその選択議定書⁵⁶並びにその他の関連国際人権条約が、先住民族女性の人権の推進と保護のための枠組みを提供していることも再確認し、

先住民族の個人及び集団の権利に対処している国連先住民族権利宣言⁵⁷を想起し、

先住民族の独特の政治的・法的・経済的・社会的・文化的制度を維持し、強化する権利、及びも

⁵² 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 1、付録 I 及び II。

⁵³ 総会決議 S-23/2、付録及び決議 S-23/3、付録。

⁵⁴ 経済社会理事会決定、それぞれ 2005/232 及び 2010/232。

⁵⁵ 国連、条約シリーズ、第 1249 巻、第 20378 号。

⁵⁶ 同上、第 2131 巻、第 20378 号。

⁵⁷ 総会決議 61/295、付録。

し彼らがそう選択するならば、国家の政治的・経済的・社会的・文化的生活に完全に参画する権利を含め、「宣言」の目的を達成しようとする国内・地域努力を支援する際に、国際協力を通して、国連先住民族権利宣言の目的を推進し、追求することの重要性を強調し、

社会のあらゆる側面に先住民族女性の完全かつ効果的参画を確保する措置をとるよう、各国政府、政府間機関、民間セクター、市民社会に要請している「先住民族女性：北京宣言と行動綱領の10年後の見直しを超えて」と題する決議49/7を想起し、

先住民族女性は、異なったニーズと関心を持つ多様な文化と伝統を表し、世界中の文明・文化の多様性と豊かさに貢献していることを確認し、

貧困根絶、食糧の安全保障、持続可能な開発への多様な地方経済での先住民族女性の独特の重要な貢献、知識、重要な役割を認めることの重要性を強調し、

開発途上地域のかなりの数の自作農農業者と農山漁村起業家は先住民族女性を含めた女性であり、その地域社会と家族のために食糧の安全保障と栄養を高めることを含め、農業と農山漁村開発において重要な役割を果たしていることを認め、

先住民族女性のかかわり、視点、伝統的知識が持続可能な開発と生物多様性の保存及び土地・森林・水・種苗・沿岸のような天然資源に重要な貢献をしていることも認め、

増大する貧困の女性化について深い懸念を表明し、先住民族女性を含めた女性のエンパワーメントが、貧困根絶の重要な要因であり、女性をエンパワーすることを目的とする特別措置の実施が、この目的を達成する手助けとなることを強調し、先住民族女性を含めた女性の貧困が、特に経済的機会と自治の欠如、経済資源へのアクセスの欠如、意思決定プロセスへの最小限の参画に直接的に関連していることを強調し、

先住民族、特に先住民族女性が様々な社会的・経済的指標に亘って典型的に直面している極端に不利な条件及びその権利の完全享受に対する障害について懸念し、

気候変動が、先住民族女性を含めた女性と女兒に与えるインパクトが、ジェンダー不平等、差別、

貧困によって悪化することもあることも懸念し、

先住民族女性は、しばしば、あらゆる形態の暴力に対する脆弱性を増す重複する形態の差別と貧困を受けていることをさらに懸念し、

先住民族女性が、あらゆる差別を受けずにその権利を行使するべきであることを強調し、

先住民族の権利、先住民族女性のエンパワーメント、その全ての人権と基本的自由の享受を推進・保護する際に、国連には果たすべき重要な継続する役割があることも強調し、

1. 以下を各国に要請する：

(a)先住民族女性に悪影響を及ぼす貧困を根絶するに必要な開発プロセスにおいて、選択の機会と可能性を持つことができるように、その完全参画とその文化的多様性の尊重をもって、先住民族女性のための政策とプログラムを推進・強化する特別措置をとること。

(b)特に土地・種苗・金融サービス・技術・輸送・情報のような生産財と農業インプットへの平等なアクセスを高めることにより、その状況と開発を改善するために、先住民族女性と相談して、その伝統的知識を考慮に入れて、先住民族女性の経済活動を支援すること。

(c)先住民族女性と女兒の教育への権利の実現を確保し、できるだけ先住民族の言語で適切な教育プログラム、カリキュラム、補助教材を開発し、情報コミュニケーション技術へのそのアクセスを推進し、このプロセスに先住民族女性の参画を提供することにより、先住民族女性のニーズ、野心、文化に対応した教育への多文化的取組を推進し、先住民族女性と女兒が、差別なくあらゆるレベルと形態の教育への平等なアクセスの権利を持つことを保障する措置をとること。

(d)先住民族女性の訓練のために支援・投資・技術援助を提供し、相互支援とリーダーシップを推進することに貢献する女性団体と協働組合を支援すること。

(e)先住民族女性とその団体と相談し協働して、能力開発プロセスを推進し、そのリーダーシップを強化するために立案される政策とプログラムを策定して実施し、あらゆるレベル、あらゆる領域の意思決定プロセスへの先住民族女性の完全かつ効果的参画を確保し、彼女たちの政治的・経済

的・社会的・文化的な生活への参画の障害を撤廃すること。

(f)セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルスを含め、先住民族女性のために到達できる最高の水準の健康への平等なアクセスと享受、安全で清潔な飲用水と衛生、安全な料理と暖房へのアクセスを提供し、高める具体的措置をとること。

(g)重要な薬草、動物、鉱物の保存を含め、医学に関する先住民族女性の伝統的知識を適宜尊重し、保存し、推進すること。

(h)先住民族女性の権利の完全実現と平等な享有を確保するために、全ての人権責務に従い、効果的に実施すること。

(i)あらゆるレベルで先住民族女性のための司法への平等なアクセスを提供する具体的措置をとり、先住民族女性が土地やその他の財産を所有する平等な権利を持つことを保障すること。

(j)貧困と差別が、女性に対する暴力を生む条件を高めることを認め、先住民族女性に対するあらゆる形態の暴力を防止し、根絶するために、国内・地方・コミュニティ・レベルで行動を起こすこと。

(k)先住民族女性の福利のために、開発政策とプログラムのインパクトを監視し、改善するために、農山漁村地域で暮らす者を含め、先住民族女性に関する分類データを収集し、普及すること。

2. リオ+20と呼ばれる国連持続可能な開発会議及び2014年に開催される世界先住民族会議と呼ばれることになっている総会高官会議への先住民族女性の参画を支援するよう各国を奨励する。

3. 先住民族の権利を推進し、その文化、土地、領土と資源、その持続可能な開発への貢献を尊重する適切な措置をとるよう、各国、政府間機関、民間セクター、市民社会を奨励する。

4. 先住民族女性のエンパワーメントとその全ての人権の享受を推進することを目的とする政策とプログラムを開発し、資金調達し、実施し、支援する措置をとるよう、UN Women 及び適宜国連システムの関連基金・計画・専門機関、国際金融機関、民間セクター、NGO 及びその他の市民社会行為者を奨励する。

3月9日(金)午後第18回会議

議事項目 3, 4(継続)

議事項目 6: 第57回婦人の地位委員会暫定議事

決議の採択

5. 自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント(E/CN.6/2012/L.4)---PBIなし

主提案国: 日本

追加共同提案国: アルゼンチン, オーストラリア, ブラジル, ブルガリア, コスタリカ, ドミニカ共和国, エルサルヴァドル, ギリシャ, グレナダ, グアテマラ, ホンデュラス, インド, インドネシア, イスラエル, イタリア, ケニア, ラトヴィア, モンゴル, パナマ, ポーランド, ルーマニア, 南アフリカ, ボスニア・ヘルツェゴヴィナ, チリ, チェコ共和国, エストニア, ガンビア, ドイツ, ガーナ, ギニア, ハイティ, ハンガリー, ジャマイカ, リトアニア, ルクセンブルグ, モンテネグロ, ナイジェリア, 韓国, セネガル, セルビア, スロヴェニア, スペイン, 英国, 米国
口頭で修正の決議案をコンセンサスで採択。

ステートメント: イラン・イスラム共和国, ノルウェー(アイスランド・ニュージーランドも代表)

外務省プレスリリース

第56回国連婦人の地位委員会(CSW)における我が国提出決議案(「自然災害とジェンダー」)の採択

平成24年3月10日

1. 2月27日(月曜日)からニューヨークで開催されていた、第56回国連婦人の地位委員会(CSW)最終日の3月9日(金曜日)(現地時間)、我が国が提出した「自然災害とジェンダー」決議案が、コンセンサスで採択されました。

2. 本決議は、東日本大震災から1年になるにあたり、自然災害と女性に関する様々な課題について、我が国の震災の経緯や教訓を各国と共有し、国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することをめざし、我が国として初めて同委員会に提出したものです。

3. 本決議は、防災、災害対応、復旧復興の全ての段階における女性の参画や、女性のニーズへの配慮を求めること等を内容としています。また、復興期における女性の雇用への支援や、社会的な絆を支えられた包摂型の社会造りの必要性にも言及しています。

決議内容

婦人の地位委員会は、

自然災害は、人間の生命とその後の生活条件に悪影響を与え、しばしば、女性並びに子ども、高齢者、障害者のような集団内の脆弱な人々により直接的で否定的なインパクトを与え、ジェンダー不平等、ジェンダー・ステレオタイプ、適切な情報、経済的機会を含めた女性差別、貧困と社会的排除、安全と様々な家庭責任のための関連する危険と脆弱性に関して、しばしば、男性と女性に異なったインパクトを与えることを念頭に置いて、

北京行動綱領⁵⁸と第 23 回特別総会成果文書⁵⁹の自然災害による悪影響を受けた女性と女兒に関する公約を再確認し、成果文書が、災害防止・緩和・回復戦略にジェンダーの視点を組み入れる必要性を強調していることも再確認し、

2002 年 3 月 15 日の第 46 回婦人の地位委員会の合意結論⁶⁰、2005 年 3 月 11 日の婦人の地位委員会決議 49/5、並びに「気候変動政策と戦略におけるジェンダー主流化と女性エンパワーメント推進」に関する 2011 年 3 月 4 日の決議 55/1、2005 年 1 月に日本の神戸で開催された災害削減世界会議で採択された兵庫宣言⁶¹と 2005 年から 2015 年までの兵庫行動枠組み⁶²、並びに A/RES/66/9 と A/RES/66/120 を含めた全ての関連総会決議も想起し、

2011 年 3 月 11 日に東部日本を襲った破壊的地震及び最近の人道アピールで対処されたものを含めたその他の最近の自然災害を含め、世界のあらゆる部分の自然災害のための救援・回復努力において、国際社会によって与えられた支援や援助のみならず、ジェンダーに対応した災害管理を含めたこれら対応におけるさらなる努力の重要性を強調しつつ、影響を受けた国々の対応を歓迎し、

災害危険の削減、対応、復興のあらゆる段階で、子ども・高齢者・障害者のような集団内の脆弱な人々のみならず、女性の特別なニーズを等しく考慮に入れる重要性を強調し、これら対応への女性の平等な参画の機会を確保し、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進し、地域社会の弾力性を強化し、災害に対する社会的脆弱性を減少

させる地域社会を基盤とした取組を通して、人々の間の社会的絆によって支えられる包摂型の社会を築くために、人々を中心とした包括的取組を要請し、

1. 災害危険の削減(予防・緩和・準備)、リハビリと再建を含めた対応と復興において女性が重要な役割を果たすこと、及び特にジェンダー平等と女性のエンパワーメントを強化するために、災害に対応する女性の能力を高める必要性を認める。

2. 各国政府及び適宜国連機関、NGO を含めた市民社会、民間セクター及びその他の関係者に以下を要請する:

(a)自然災害が、女性と男性に与える異なったインパクトを考慮して、国内政策、戦略、計画を見直し、災害危険削減、対応、復興のための政策、企画、資金提供にジェンダーの視点を統合する行動をとること。

(b)災害危険削減、対応、復興に関するあらゆるレベルの資金の配分を含め、意思決定への女性の参画の平等な機会を確保すること。

(c)意識を高めつつ、災害危険削減(予防・緩和・準備)にジェンダーに配慮した取組を適用するあらゆるレベルの関連当局と機関の能力を強化し、その間の協力を推進すること。

(d)災害危険削減(予防・緩和・準備)、対応、復興のあらゆる段階で、すべての人権の女性と女兒による完全享受を確保すること。

(e)男女間の災害救援支援への平等なアクセスを確保するようできる限りの努力をし、食糧と物資、水と衛生、シェルターの設立と管理、安全と安全保障の提供、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス及びカウンセリング・サービスを含めた身体的・心理的・緊急事態ヘルスケアの提供という状況での妊婦と授乳中の女性、幼児のいる家庭、母子家庭と寡婦のニーズに特別な注意を払って、女性の専門家のかかわりと現地ワーカーのジェンダー・バランスを奨励しつつ、女性のニーズ、考え、全ての人権の享受に完全に対応する復興のための災害対応と支援を提供すること。

(f)災害後の環境で、性暴力・ジェンダーに基づく暴力及び人身取引の危険及び女兒・付添いのない子ども・孤児の特別な脆弱性を含め、様々な形態の搾取に特別な注意が払われることを保障する

⁵⁸ 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 1、付録 II。

⁵⁹ 決議 S-23/3、付録。

⁶⁰ 2002 年経済社会理事会公式記録、補遺第 7 号(E/2002/27)、第 I 章、セクション A を参照。

⁶¹ A/CONF.206/6 及び Corr.1、第 1 章、決議 1。

⁶² 同上、決議 2。

こと。

(g)災害後の環境で、暴力被害者の保護、ケア、支援、及び適宜、女性の再被害を避けるために女性のニーズを考慮に入れて、特に性暴力・ジェンダーに基づく暴力の捜査と訴追において、暴力被害者のための法的及びその他の関連サービスの提供も確保すること。

(h)社会的・経済的プロセスにおける女性の役割のために、正規雇用セクターへの女性の速やかな統合又は再統合への障害をなくすことに注意を払って、自然災害が引き起こすかも知れない農山漁村・都会の移動を考慮に入れて、男女間の平等な経済機会を確保する手助けをするために、職業・技術訓練措置を含め、ジェンダーに配慮した経済的救援と復興プロジェクトを立案し、実施し、評価すること。

(i)地域社会を基盤とした事業の支援、必要な社会サービス、市場、貸付、その他の金融サービスへのアクセスを通して、自然災害の悪影響を受けた女性、特に農山漁村女性の雇用創出活動と雇用機会を推進すること。

(j)自然の危険早期警告システムへの男女の平等なアクセスを確保し、男女の特別なニーズ、考え及び全ての人権を考慮に入れて、災害危険削減計画を推進し、科学・技術の領域を含め、災害危険削減へのジェンダーに配慮した取組に関する訓練をあらゆるレベルで提供すること。

(k)女性と女兒がこれら資源を完全に利用できるように、災害危険削減に関する情報、訓練及び正規・非正規の教育への女性と女兒の平等なアクセスと利用を確保すること。

(l)性別・年齢別・障害別の人口学的・社会経済的データと情報を組織的に収集し、ジェンダー指標を継続して開発し、ジェンダーに配慮したニーズ評価と企画プロセスを通して、ジェンダー格差を分析し、この情報を災害危険削減と政策とプログラムの管理に統合すること。

(m)ジェンダーの視点から災害対応を文書化し、評価し、災害危険削減企画へのその統合を推進し確保するために、災害危険削減を支援する技術を含め、好事例、学んだ教訓、ツールに関する情報を国内的にも、地域的にも、国際的にも広く普及すること。

(n)災害管理及び女性の完全参画を確保する包摂型の災害に対して弾力のある社会の建設を推進する際に、地域社会を基盤とした団体、女性団体及びボランティアを含めた市民社会の役割を認め、さらに推進すること。

(o)特に女性のニーズに応える際に、女性専門家とボランティアが果たす重要な役割も認め、予防・緩和・準備・対応・復興を含めた災害危険削減への女性の参画をさらに奨励すること。

(p)災害危険削減、対応、復興のあらゆる側面にジェンダーの視点を強化するために、各国政府、国連機関及びNGOを含めた市民社会及び民間セクターを含めた全ての関係者の間に建設的パートナーシップを築くこと。

3. 災害危険削減、対応、復興努力において、被害を受けた国々の政府と調整して、ジェンダーに配慮したプログラム形成と資金の配分を通して、女性と女兒の脆弱性と能力に対処するよう、各国政府、地方自治体、国連システム、地域団体を奨励し、ドナー国及びその他の支援国に勧める。

4. 災害危険削減、対応、復興のあらゆる側面に、ジェンダーの視点が継続して維持されることを保障するよう、それぞれのマנדートに従って、全ての関連国連機関に要請する。

5. 2015年の第3回災害危険削減世界会議を含め、災害危険削減活動にジェンダーの視点の包摂を継続して推進するようにも、国連システム、加盟国及びその他の関係者に要請する。

6. 既存の国連枠組み内で、自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの問題にさらにどう対処するかに関する提案を含め、本決議の実施に関して、第58回婦人の地位委員会に報告するよう、さらに事務総長に要請する。

6. 女性・女兒・HIVとエイズ(E/CN.6/2012/L.7)
---PBIなし

主提案国: 南部アフリカ共同体諸国

アンゴラ(南部アフリカ共同体諸国を代表)は、決定案L.7を撤回し、新決議案テキスト(英語版のみ)を配布。

共同提案国: アルジェリア、エジプト、ガーナ、モロッコ、ナイジェリア、フィリピン、ルワンダ、タイ、コンゴ、コート・ド'イボール、エリトリア、ギニア、グレナダ、ハイティ、インド、ジャマイ

カ、セネガル

ステートメント：米国

英語版のテキストをコンセンサスで採択

ステートメント：イタリア(欧州連合を代表)、イラン・イスラム共和国、オーストラリア、チリ

決議内容

婦人の地位委員会は、

北京宣言と行動綱領、第 23 回特別総会成果文書、国際人口開発会議行動計画、HIV とエイズ政治宣言とコミットメント、国連ミレニアム宣言とミレニアム開発目標に含まれている HIV とエイズ関連目標、特に 2015 年までに HIV の蔓延を半減させ、逆転させ始めるという加盟国の決意を再確認し、

女性・女兒・HIV とエイズに関する以前の全ての決議を想起し

「女性・女兒・HIV/エイズ」と題する第 44 回婦人の地位委員会の合意結論のみならず、総会決議 66/140⁶³も想起し、

1. 事務総長報告書⁶⁴に留意する。

2. 北京宣言と行動綱領、国際人口開発会議の行動計画、HIV とエイズ政治宣言とコミットメントに従って、加盟国と国連システムにより提供される情報を用いて、女性・女兒・HIV とエイズに関連して取られた促進された行動に重点を置いて、女性・女兒・HIV とエイズの状況に関して、第 58 回婦人の地位委員会に報告書を提出するよう事務総長に要請する。

口頭による決定

委員会に提出された公式文書に留意する

女性の地位に関する通報

3 月 7 日の非公開会議で、通報作業部会の報告書に留意し、これを委員会報告書に含めることを決定

第 57 回委員会暫定議事

E/CN.6/2012/L.9 に含まれている暫定議事を承認

暫定議事内容

1. 役員選出

2. 議事の採択及びその他の組織上の問題

公式文書

注釈付き暫定議事及び婦人の地位委員会の作業の組織案

3. 第 4 回世界女性会議及び「女性 2000 年：21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第 23 回特別総会のフォローアップ

(a) 重大問題領域の戦略目標とさらなる行動とイニシヤティブの実施

(i) 優先テーマ：女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の根絶と防止

(ii) 見直しテーマ：HIV/エイズの状況でのケア提供を含めた男女間の責任の平等な共有

公式文書

女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の根絶と防止に関する事務総長報告書

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関事務局長報告書

女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力の根絶と防止に関する高官ラウンド・テーブルのための討議ガイドを含む事務局メモ

婦人の地位委員会の今後の会期のための優先テーマの提案に関する事務総長報告書(経済社会理事会決議 2009/15, パラ 3)

(b) 新たな問題、傾向、女性の状況又は男女間の平等に悪影響を及ぼす問題の新たな取組

(c) ジェンダー主流化、状況、プログラムの問題

公式文書

優先テーマに特に重点を置いて、国内政策とプログラムの開発・実施・評価にジェンダーの視点を主流化する際の進歩に関する事務総長報告書

パレスチナ女性の状況と支援に関する事務総長報告書

⁶³ 「女兒」と題する A/RES/66/140。

⁶⁴ E/CN.6.2122/11 を参照。

女性に対する暴力撤廃行動支援国連信託基金の活動に関するジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関報告書

第 52 回・53 回女子差別撤廃委員会の成果を伝える事務局メモ

4. 女性の地位に関する通報

公式文書

女性の地位に関する機密の通報リストとそれに対する対応を伝える事務総長メモ

5. 経済社会理事会決議・決定のフォローアップ

公式文書

経済社会理事会議長から婦人の地位委員会議長への書簡

6. 第 58 回婦人の地位委員会暫定アジェンダ

7. 第 57 回婦人の地位委員会報告書の採択

3 月 15 日(木)午後第 19 回会議

議事項目 3(継続)

議事項目 7: 第 56 回委員会記録の採択

合意結論不採択

婦人の地位委員会が、伝統的に年次会議の終了を記す合意結論を採択できなかったことに「誠に残念」という気持ちを表明して、UN-Women 事務局長は、本日、代表団に、この欠陥を乗り越えて、今会期の焦点であった農山漁村女性とその可能性を発揮するよう完全にエンパワーされることを保障する努力をもって前進するよう要請した。

「私は、これが加盟国がまだやる必要のあることをやる準備ができていないことを意味するものではないことを心より願っています」と事務次長兼ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN-Women)事務局長の Michelle Bachelet は述べた。この残念な結果とはかかわりなく、第 56 回婦人の地位委員会は、農山漁村女性のエンパワーメントと万人のための持続可能な開発を達成する際のその役割の強化に関する「情熱的でダイナミックな討議を目撃した」。

2 月 27 日に国連本部で始まった今会期は、3 月

9 日に終了する予定であったが、合意結論の長引く折衝のために、1 週間、その作業を延長せざるを得なかった。Ms. Bachelet の言葉によれば、代表団は、「コンセンサスに達することができないという残念な結果」を克服できず、会期は、最終文書なしで終了した。

ステートメント

ジャマイカ(カリブ海共同体を代表)、イラン・イスラム共和国、デンマーク(欧州連合、クロアチア、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナを代表)、ジンバブエ(アフリカ諸国を代表)、米国、キューバ、ニカラグア、ロシア連邦、日本、ペルー、パキスタン、ノルウェー、アイスランド、スイス、メキシコ、カナダ、トルコ、オーストラリア

合意結論議長概要

合意結論の議長概要を準備し、ウェブ・サイトに掲載することで合意。

第 56 回委員会報告書の採択

第 56 回委員会報告書案(E/CN.6/2012/L.8)を採択し、最終仕上げを副議長兼報告者 Mr. Filippo Cinti(イタリア)に委任。

閉会ステートメント

1. 事務次長・UN-Women 事務局長
2. 第 56 回婦人の地位委員会議長 Ms. Marjon V. Kamara(リベリア)

以 上